

西東京市子育て・子育てワイワイプラン 案

平成 27 年 3 月

西東京市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の対象者／第3節 計画の期間／第4節 計画の位置付け・役割	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	
第1節 統計データから見る現状	11
第2節 子どもへの調査結果から見る現状	17
第3節 おとなへの調査結果から見る現状	
(1) アンケート調査から見る現状	19
(2) ヒアリングから見る現状	24
第3章 計画の基本的な考え方	
(1) 基本理念	29
(2) 基本方針	31
(3) 施策体系	33
第4章 重点的な取組み	37
第5章 基本的施策の展開	
1 子どもを主体的に参加ですすめる	
1-1 子どもの権利の尊重	43
1-2 子どもの参画の推進	46
2 おとな（親）になることを支える	
2-1 心身及び経済的な自立	51
2-2 他者への理解とおとなの役割	53
3 子育て家庭の支え合い	
3-1 子育て意識の育成	55
3-2 支え合いの場の充実	58
4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援	
4-1 教育・保育及び子育て支援の充実	61
4-2 保健・医療	68
4-3 災害への対応を想定した環境づくり	70
第6章 子ども・子育て支援事業計画	
第1節 子ども・子育て支援事業計画とは	75
第2節 教育・保育の提供区域の設定	76
第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	77
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	81
第7章 計画の推進に向けて（推進体制・評価）	
第1節 計画の推進体制／第2節 計画の評価・検証	91

第1章

計画の策定にあたって



第1節 計画策定の背景

1 国の子育て政策の動向

戦後まもない昭和 22 年に児童福祉法が制定され、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないという理念のもと、家族制度の基本となる民法とともに、子どもの福祉増進が図られてきました。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。しかしながらわが国では、価値観の多様化や経済発展の低迷に伴う少子化が進んでいます。少子化が加速すると、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるのではないかと懸念されています。

こうした状況を受け、国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 16 年には「子ども・子育て応援プラン」を開始、さらに平成 22 年には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定する等、少子化対策の施策を展開してきました。しかしこの間、少子化の進行に歯止めがかかるとはなく、子ども・子育てをめぐるさらなる改善が求められています。

一方、社会問題となっている児童虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所を中心にその対応が図られてきましたが、増え続ける児童虐待を防止するため、平成 23 年 5 月には民法等の改正が行われ、児童の権利利益の擁護の強化が図られています。

このような視点から、平成 27 年度から本格的にスタートする国の子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て関連 3 法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を主眼とし、基礎自治体の実施主体となって計画的に推進することとしています。

2 本計画の策定経緯

西東京市（以下「本市」といいます。）においては、平成 16 年度を始期とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定にはじまり、直近では平成 22 年度を始期とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）」（後期）（以下「前回プラン」といいます。）を策定し、市民・地域・行政の協働により、子どもの育ちや子育てのために必要な環境の整備に取り組んできました。

前回プランは、平成 16 年に策定された「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（西東京市子育て支援計画）と、次世代育成支援対策推進法により策定を義務付けられた西

東京市次世代育成支援行動計画とを統合し1つの計画としたもので、計画期間は平成26年度までとなっています。

このたび策定する「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（以下「本計画」といいます。）は、前回プランが期間満了を迎えるにあたり、前回プランの基本理念や基本方針を原則として引き継ぎながら、より現代的な課題にも対応すべく、アンケートやヒアリングを実施し、本市における子どもや子育ての現状を踏まえ、それらを「西東京市子ども子育て審議会」に議論していただいて、策定に向けた準備を進めてきました。

3 本計画の策定に向けた視点

本計画は、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための指針として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点から、前回プランを見直しました。

- ① 平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策の重要性が社会的に再認識されました。台風などの季節的な災害に加え、今後は大地震が発生する危険性が指摘されています。

本市においても、平素から災害時も視野に入れた上での施策の見直しが求められています。このことから、本計画では「施策の方向」に災害への対応を想定した環境づくりを加え、対策の強化を図ります。

- ② すべての子どもが輝き、心豊かに暮らすことができるよう、子どもが悩みを抱えているときには、子ども自身が相談しやすい場の提供が必要です。このことから、子どもが自分で相談できる場を拡充するとともに、そのような場があることを子どもに知ってもらうため、子どもが利用しやすい多様な媒体で広報していきます。

また、子どもを見守り、気づき、護ることができるよう、地域全体での連携体制が強化されるよう施策を展開していきます。

- ③ すべての子どもと子育て家庭が、笑顔で暮らせるよう、さまざまな子育て家庭を想定し、地域における教育機関や子育てサークルなどとの連携を通じて、多様な教育・保育を提供することを目指します。さらに、この連携によって、「親育ち」の支援も図っていきます。

第2節 計画の対象者

本計画の対象者は、西東京市に在住する0歳～18歳未満の子ども及び子どもにかかわる市民とします。

ただし、取組みの内容または必要により若者も対象とします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10か年とします。ただし、子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した第6章については、平成31年度までの5か年とします。

本計画は、国や東京都の行政施策の動向及び社会経済情勢の変化等を見極めながら、原則として5年が経過した時点で、計画の見直しを行うこととします。ただし、第6章については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

第4節 計画の位置づけ・役割

本計画は、前回プランの考え方を継承するとともに、市の最上位計画である「西東京市第2次基本構想・基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り、策定しています。

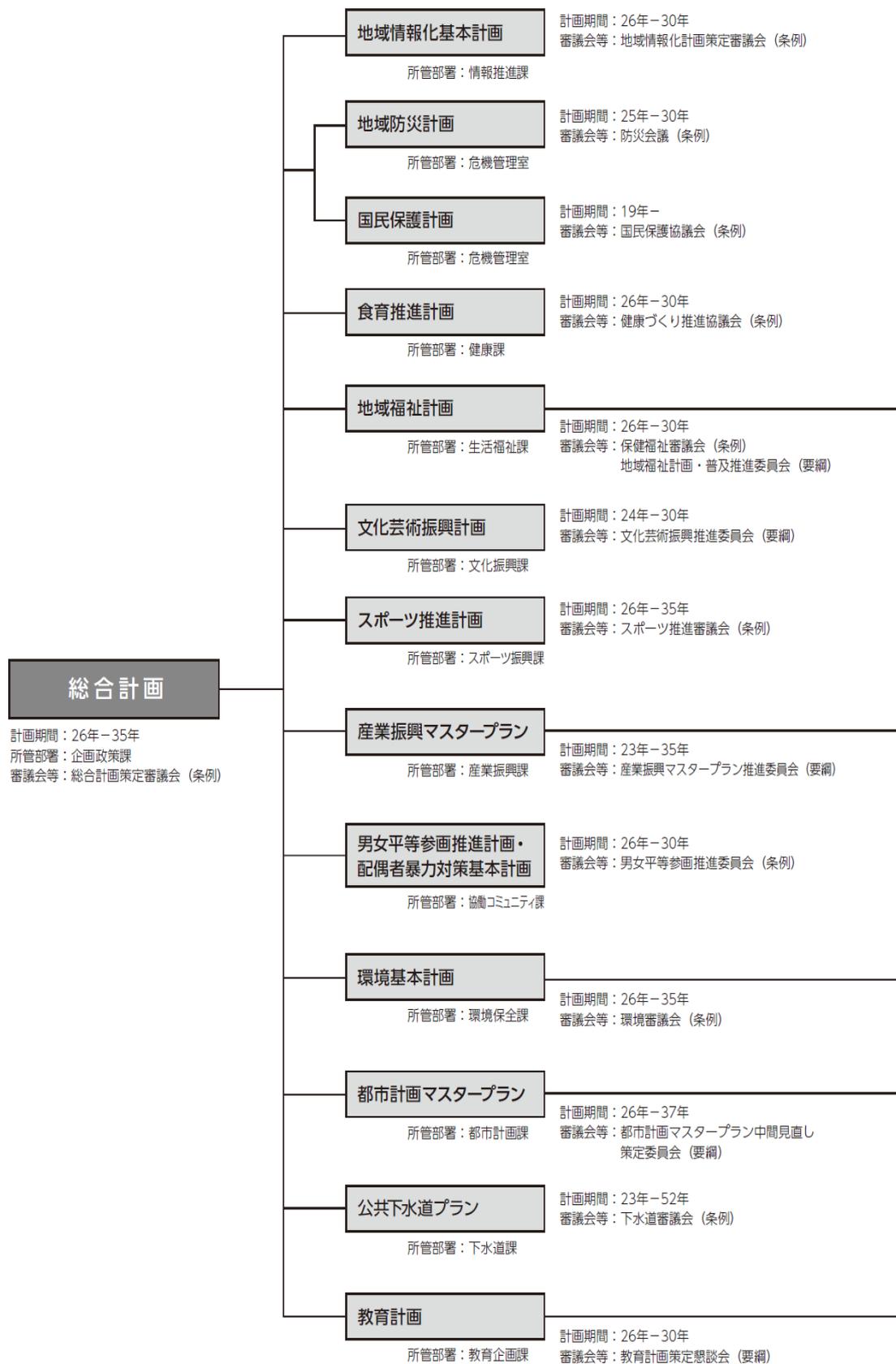
本市の主要な計画の体系は、次ページのとおりです。

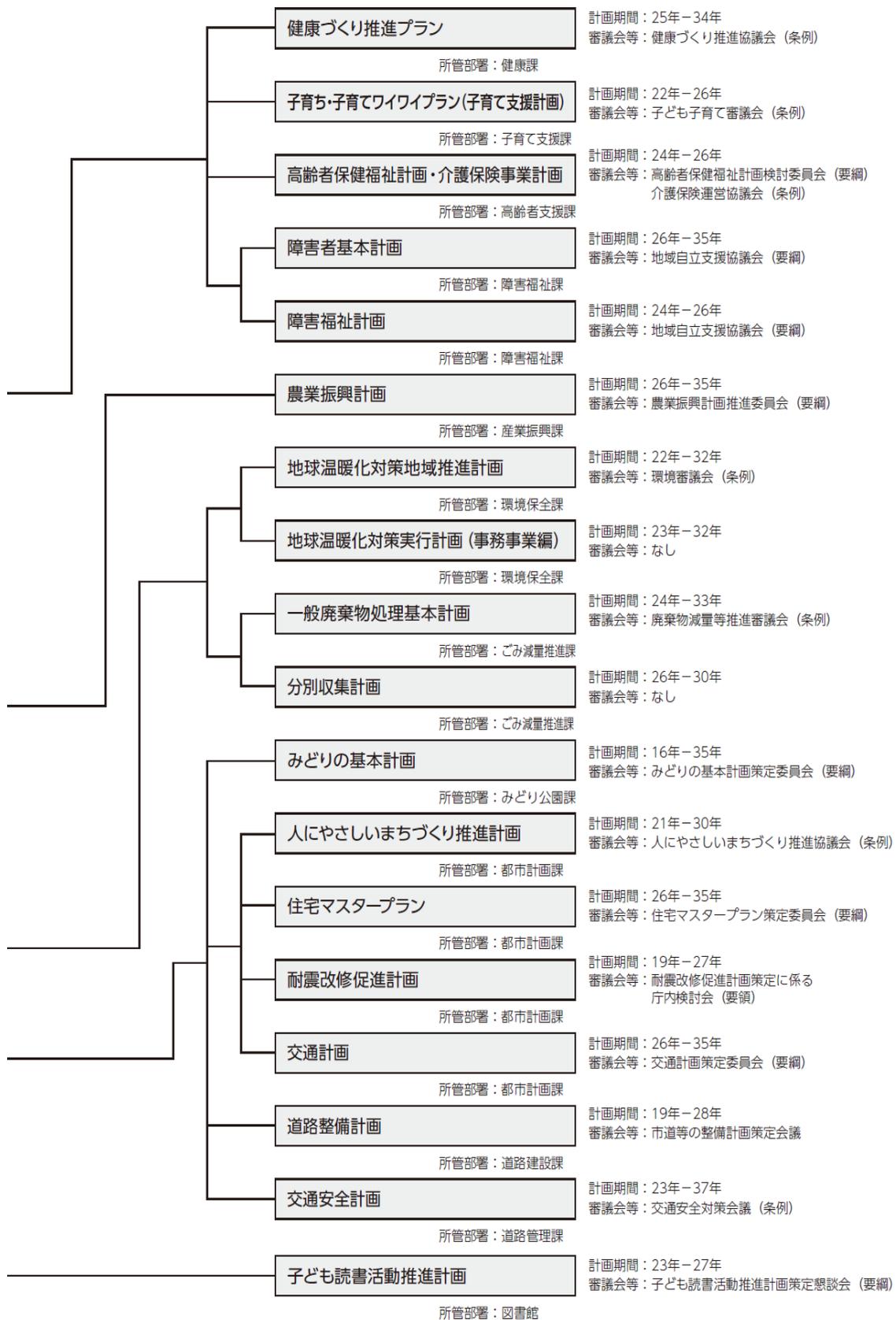
また、本計画には、次の2つの計画の内容を包含させています。このことにより、本計画に、これらの計画の役割を持たせています。

*次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされた市町村行動計画）

*市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法により策定を義務付けられた計画）

主要計画体系図(西東京市 第2次基本構想・基本計画 (計画年次 平成 26 年度～35 年度) から抜粋)





第2章

子ども・子育てを取り巻く現状



第1節 統計データから見る現状

①本市の位置、地勢

本市は、平成13年に田無市と保谷市が合併し、21世紀に初めて誕生する市として新しく生まれた市です。武蔵野台地のおおむね中央にあり、東京都心の西北（北緯35度44分、東経139度33分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。市域は、東西約4.8km、南北約5.6km、面積約15.85平方キロメートル、標高は最も高いところで67mあり、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

市内には、北部と南部を西武池袋線と西武新宿線が走り、5つの駅が整備されています。さらに、新青梅街道や青梅街道をはじめとする主要幹線道路により、縦横に結ばれています。

>> 西東京市略地図（平成26年3月現在）



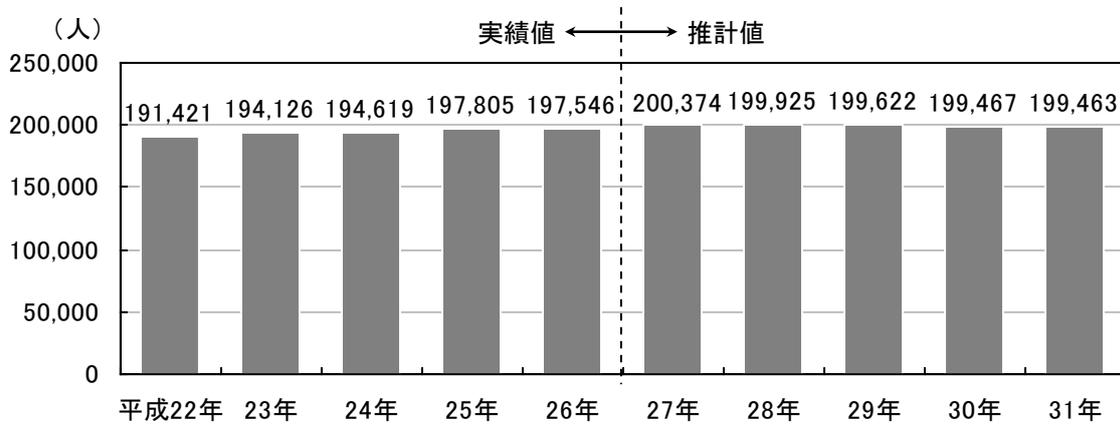
資料: 西東京市都市計画マスタープラン

②人口の状況

本市の総人口は、平成 26 年現在 197,546 人で増加傾向を示しています。今後は、平成 27 年の 200,374 人をピークに緩やかに減少していくことが見込まれており、第 6 章「子ども・子育て支援事業計画」の最終年度である平成 31 年には 199,463 人と予測されます。

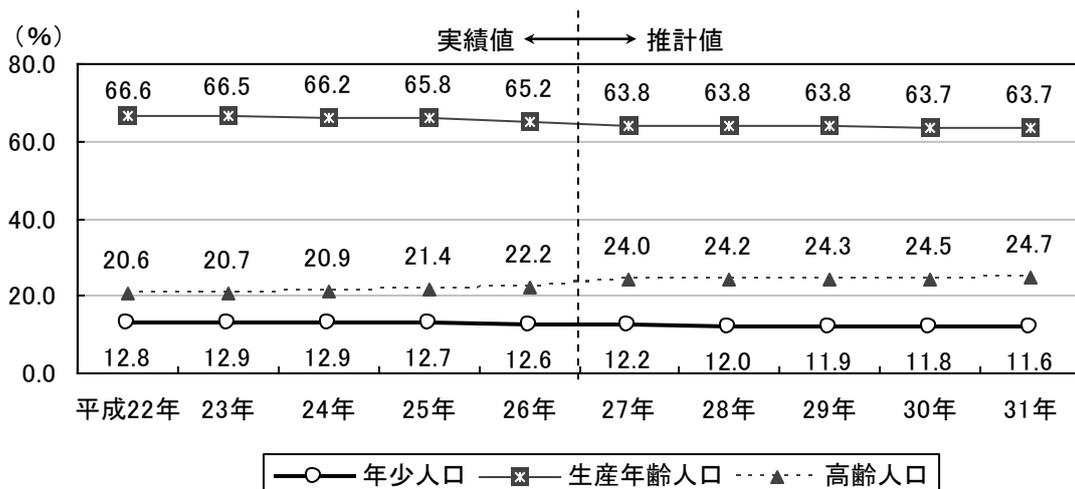
また、年齢3区分別の人口比を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。特に、平成 31 年には、おおむね4人に1人が高齢者となる見込みです。

>> 総人口の推移及び推計



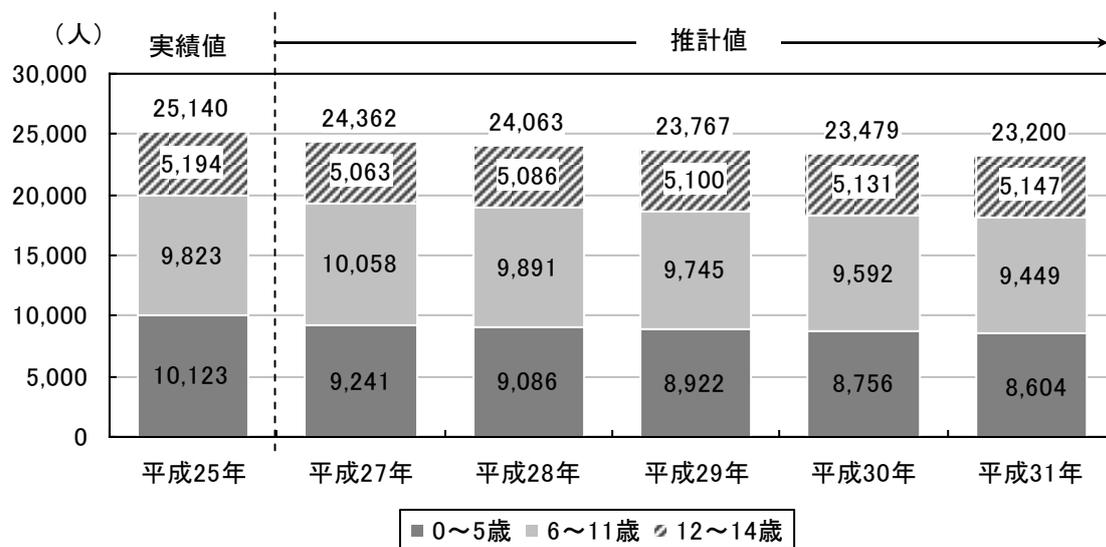
資料:実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書
※ただし、平成 24 年以前には外国人登録を含まない

>> 年齢3区分別人口比の推移及び推計



資料:実績値は統計にしよう、推計値は西東京市人口推計調査報告書
※ただし、平成 24 年以前には外国人登録を含まない

>> 児童人口の推移及び見込み



資料:実績値は統計にしとうきょう、推計値は西東京市人口推計調査報告書
 ※ただし、平成24年以前には外国人登録を含まない

③出生の状況

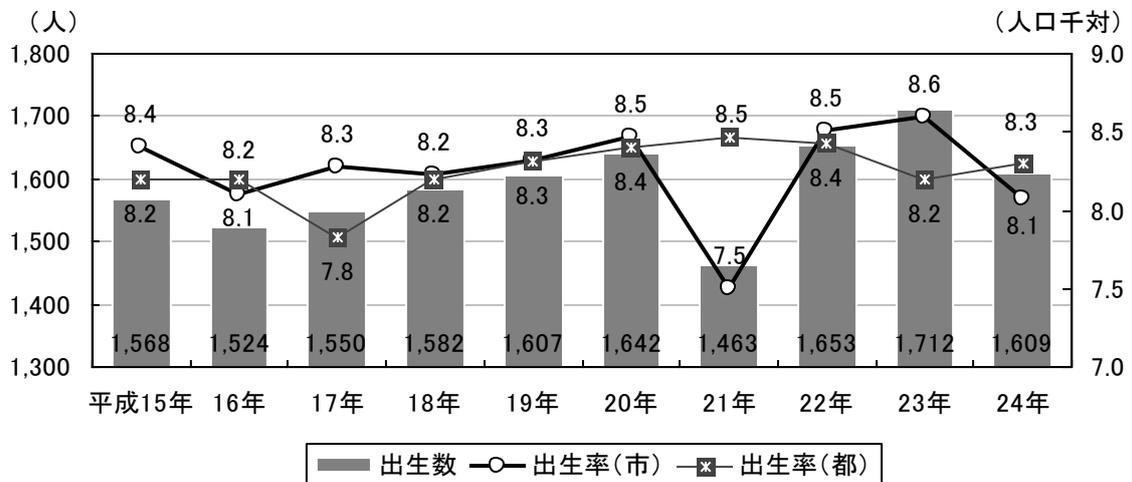
本市の出生数は、平成21年に大きく減少しているものの、近年はおおむね1,600人前後で推移しています。

また、出生率については、平成21年を除き増加傾向で推移していましたが、平成24年は減少に転じており、都の水準も下回っています。

合計特殊出生率^{*}については、平成21年を除き、都の水準を上回って推移しています。

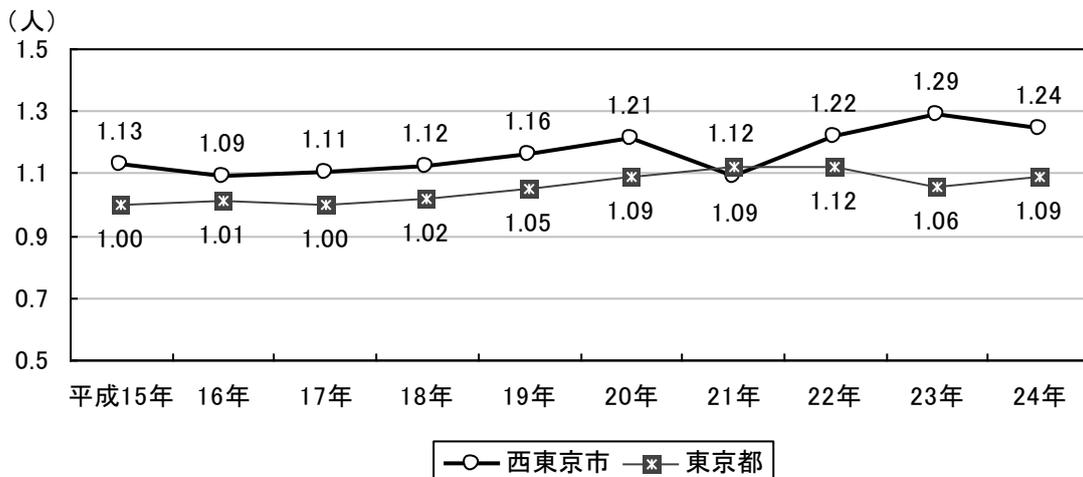
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

>> 出生数及び出生率の推移



資料:東京都衛生統計

>> 合計特殊出生率

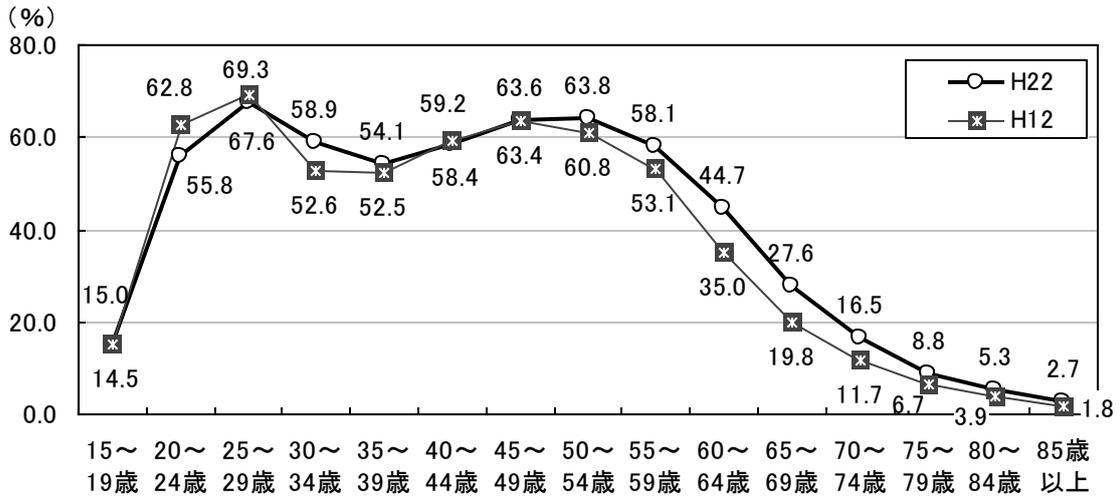


資料:東京都衛生統計

④女性の就労の状況

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇する状況を描く、いわゆるM字カーブを描いています。しかし、谷の底にあたる30歳代前半の割合はやや改善が見られています。

>> 女性の労働力率の推移



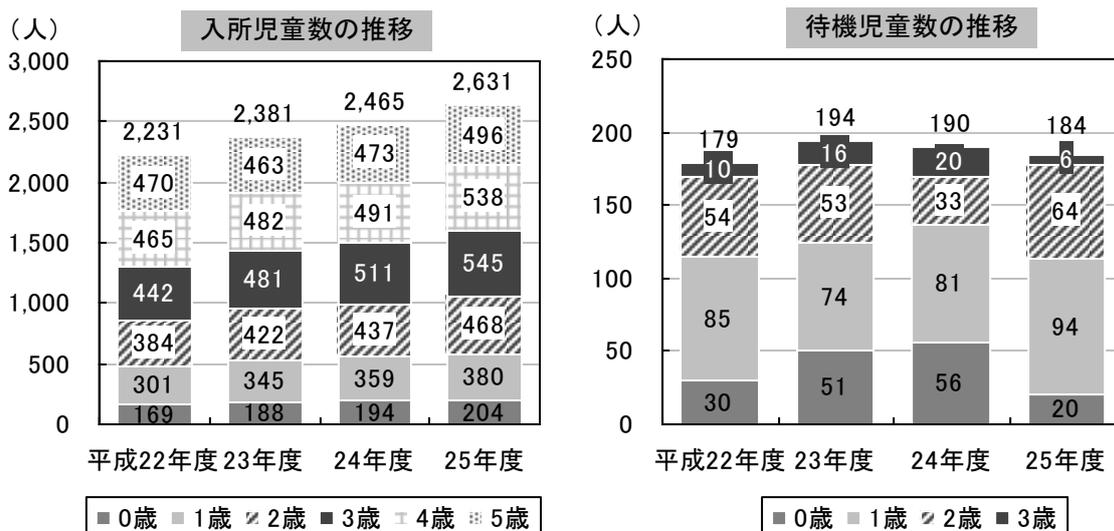
資料：国勢調査

⑤保育所・幼稚園等の状況

保育所の利用状況を見ると、入所児童数は年々増加しています。特に0～3歳児の伸びが著しく、平成22年度から平成25年度でいずれの年齢も1.2倍以上の増加となっています。

また、待機児童数については、毎年度同数程度でほぼ横ばいとなっています。特に0～2歳児の待機児童が多く、毎年度90パーセント以上を占めています。

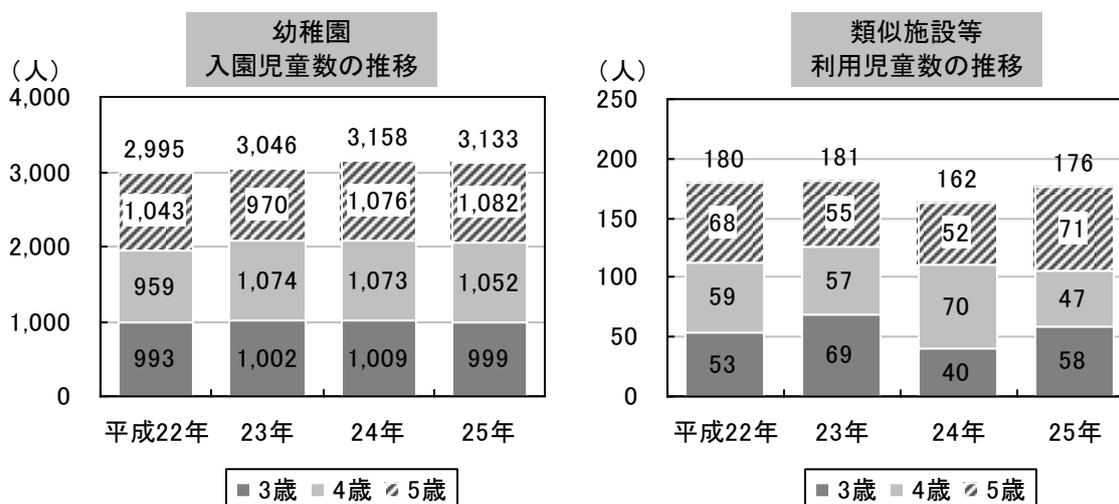
>> 市内の保育所入所児童数及び待機児童数の推移



資料:事務報告書

幼稚園等の利用状況を見ると、幼稚園の入園児童数は年々増加しており、年齢が大きくなるほど利用者が増えていることがわかります。

>>市内の幼稚園入園児童数及び類似施設等利用児童数の推移



資料:事務報告書

第2節 子どもへの調査結果から見る現状

本計画は、子どもの保護者や子どもの支援する方のための計画であると同時に、子ども自身のための計画です。計画策定にあたっては、子どもたち自身が、西東京市や「まち」をどのようにしていきたいのか、また自らの自立についてどのように考えているのかを、知る必要があります。そこで、市内の小中学生を対象に、アンケート用紙を配布し、調査を行いました。

①実施の概要

実施時期：平成26年7月～9月

対象：児童館キャンプ参加者（小学5年生）、市立A小学校5年生、市立B小学校5年生、市立C中学校2年生、児童館・児童センター夜間開館利用者（16歳・17歳）

回答状況：小学5年生177人、中学校2年生175人、16歳・17歳55人

②結果の概要

*子どもの育ちについて

子どもからおとなへと成長していく時期は、自己肯定感や自尊感情が低くなる傾向があります。この時期を乗り越えて、自分の個性を含めて自分自身を認め、自立の思いや行動が子ども自身の成長に合わせて自然にはぐくまれていくような環境が必要です。

自己肯定感については、前回の調査に比べ、小学5年生はやや低くなり、中学2年生は高くなる傾向がみられました。

- 前回の調査と比較すると、自分が好きかについて、中学2年生では「そう思う」が増加しているのに対し、小学5年生では減少している。また、「そう思わない」が小学5年生で増加している。
- 自分は人から必要とされているかについては、小学5年生と中学2年生では「そう思う」が1割に満たない。また、「そう思わない」が小学5年生で増加している。
- 自分のことをわかってくれないかどうかについては、小学5年生と中学2年生では「そう思う」（わかってくれない）が1割

に満たない割合で、前回の調査とおおむね同様である。

- 周りの人と変わらないようにしているかについて、いずれの年齢層でも、「そう思う」が増加している。

* 他者との関わりについて

子どもがひとりでいられる時間をつくって、自分自身を見つめたり、ほっとする時間をもたせることも大事ですが、友達や周囲のおとなとのコミュニケーションを通じて、子どもからおとなへの移行が円滑に進むようにサポートすることも重要です。

社会として自立を支えるには、周囲のおとなが、子どもを一人の権利の主体とし認め、受け入れることが求められます。

子ども同士の関係について、「楽しくて夢中になれるとき」の回答状況をみると、ゲーム等のひとり遊びが増加はしているものの、友達と遊んでいるときであるとの回答が、前回の調査と同様にいずれの年齢でも最多でした。

- 楽しくて夢中になれるときは、いずれの年齢層においても、「友達と遊んでいるとき」が最も高い。また、「自分ひとりで遊んでいるとき」や「ゲーム」などが、前回の調査結果を大きく上回っている。
- 疲れること、不安に思うことは、いずれの年齢層においても「学校の勉強・宿題」が最も高い。また、勉強や進路、学習に関する内容のほか、小学5年生では「親のこと」や「兄弟姉妹のこと」など家族との関係で前回の調査結果を上回っている。
- おとなにお願いしたいことは、小学5年生では「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」、中学2年生では「自分のことは自分で決めさせてほしい」が最も高い。
- 自分や暮らしへの関わり方のうち、「自分で決めたいこと」はいずれの年齢層でも、“友達”、“服装・髪型・ファッション”、“恋愛”のいずれかで、「親やおとなに相談して決めたいこと」には、生活時間や家庭内のルール、家族のイベントなどが挙げられている。

* 市や社会との関わりについて

市の将来を担う世代の、市への愛着を高め、いったんは自分を成長させるために別な場所で暮らすことになっても、いつか帰りたいまちとして選択してもらえるようなまちづくりが必要です。また、子どもが主体的・積極的に社会に関わっていくことに楽しさを見出せるような社会環境づくりが求められています。

まちへの愛着や社会貢献の意識は、年齢によって増減があるものの、約半数が肯定的な回答でした。一方で、「子どもに関わる市の重要なこと」など社会的な事項への決定意欲は、中学生では前回の調査とほぼ同じでしたが、小学生ではやや増加する傾向がみられました。

- 西東京市への愛着は、小学5年生と中学2年生では「好き」が4割半ばから5割強となっている。中学2年生については、前回の調査結果に比べて「好き」が顕著に増加している。
- 西東京市への居任意向は、いずれの年齢層においても「ずっとくらしたい」が3割程度となっている。中学2年生については、「ずっとくらしたい」が前回より増えている。
- 社会に役立つことがしたいかについて、小学5年生と中学2年生では「そう思う」が5割から6割弱となっている。中学2年生については、前回調査より増加している。
- 自分や暮らしへの関わり方のうち、“市の重要なこと”や“お祭りなど地域の行事”などは、「親やおとなに決めてほしい」と考えている人が多い。

第3節 おとなへの調査結果から見る現状

(1) アンケート調査から見る現状

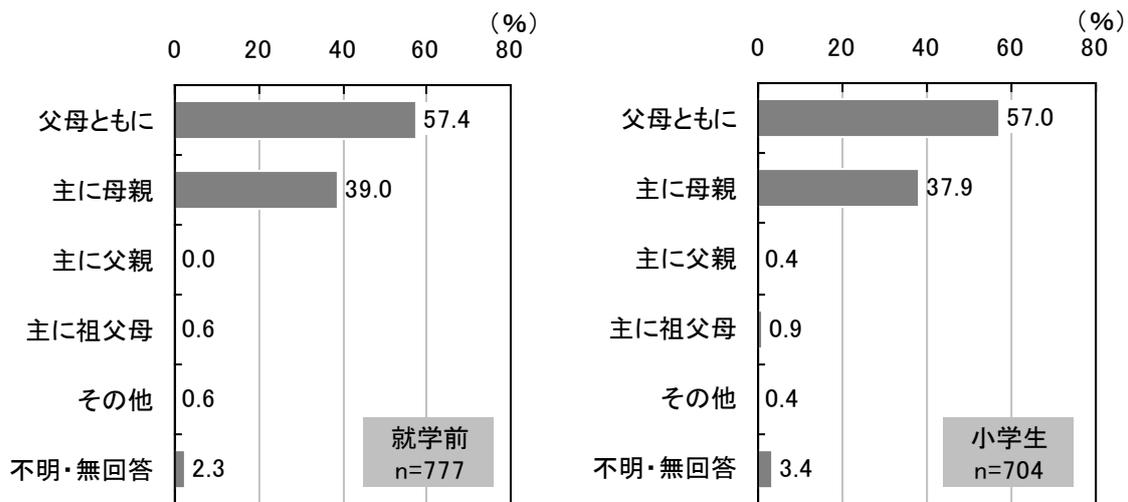
本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「子育て支援ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました（回収率は、就学前児童 51.8%、小学生児童 46.9%）。以下に、主な結果を示します。

① 子育てをしている方について

主に子育てを行っている方については、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「(主に) 母親」で、おおむね同様の傾向となっています。

また、父親が子育てに関わっていない場合の理由を見ると、上位2項目は共通しており、仕事等により多忙であること、子育ては母親が担うものという意識が、父親を子育てから遠ざけていることがわかります。

>> 主に子育てを行っている方【就学前／小学生】



父親が子育て関わっていない場合の理由(上位3項目)

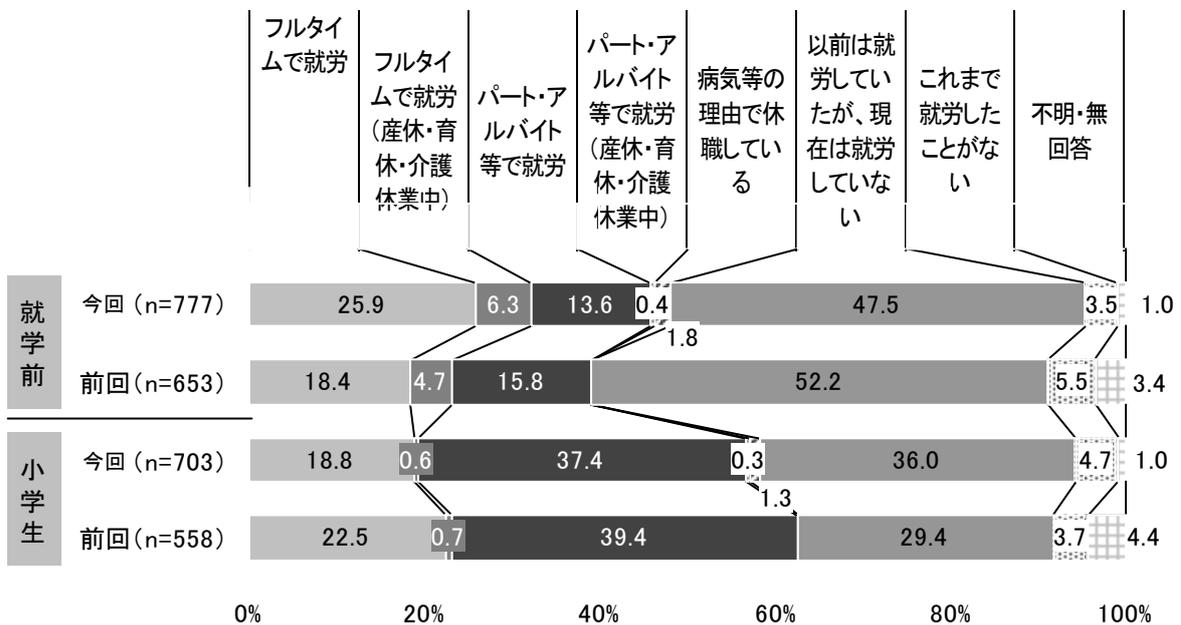
- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ①仕事が忙しくて、子育てをする時間が取れないため(82.5%) | ①仕事が忙しくて、子育てをする時間が取れないため(70.8%) |
| ②育児は主に母親がするものと思っているため(12.5%) | ②育児は主に母親がするものと思っているため(13.1%) |
| ③単身赴任などで同居していないため(5.6%) | ③父親がいない(11.2%) |

②保護者の就労状況について

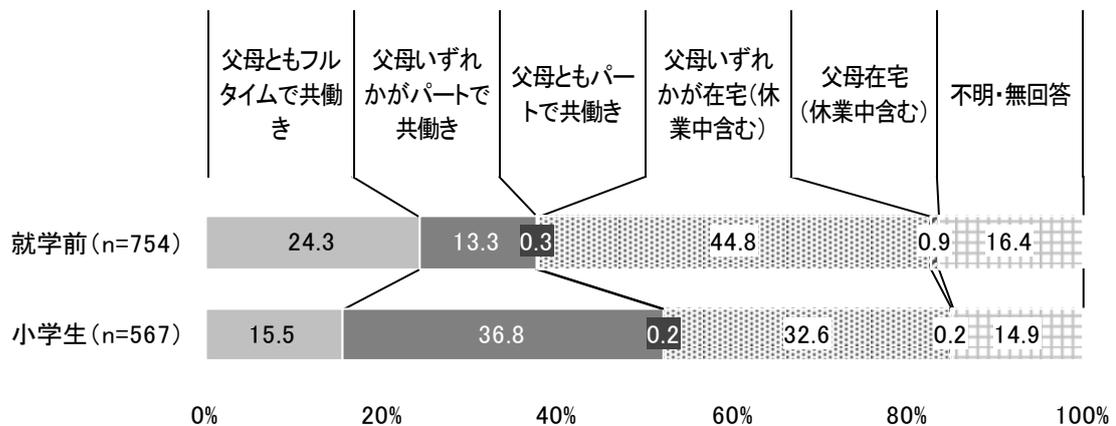
母親の就労状況の変化について見ると、就学前保護者は「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労」が最も高くなっています。また、就学前保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労」が増加、小学生保護者では「フルタイムで就労」が減少し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」に増加の傾向が見られます。

父母の共働きの状況については、就学前保護者では「父母いずれかが在宅（休業中を含む）」が4割半ばを占め最も高くなっているのに対し、小学生保護者では「父母いずれかがパートで共働き」が高くなっています。

>> 母親の就労状況の変化【就学前／小学生】



>> 共働きの状況【就学前／小学生】



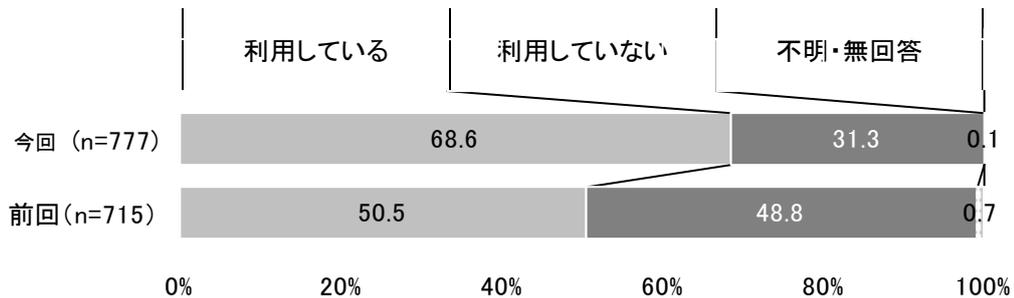
③教育・保育事業の利用について

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が7割弱を占め、「利用していない」を上回っています。5年前に実施した調査と比較すると、「利用している」が15ポイント以上増加していることがわかります。

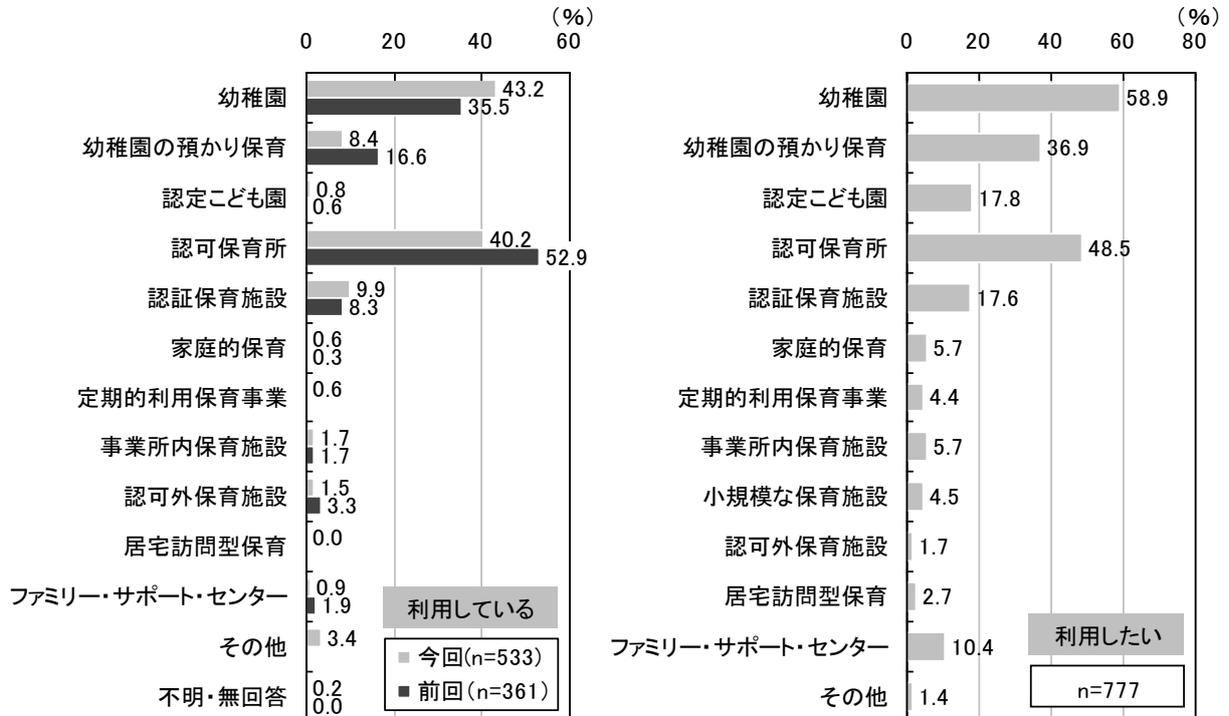
利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が最も高く、次いで「認可保育所」、「認証保育施設」となっています。特に、「幼稚園」は前回調査時点よりも8ポイント弱増加しています。

また、今後利用したい事業については、現在利用している事業と同様、「幼稚園」が6割弱と最も高くなっています。

>> 教育・保育事業の利用状況【就学前のみ】



>> 利用している教育・保育事業／今後利用したい事業【就学前のみ】



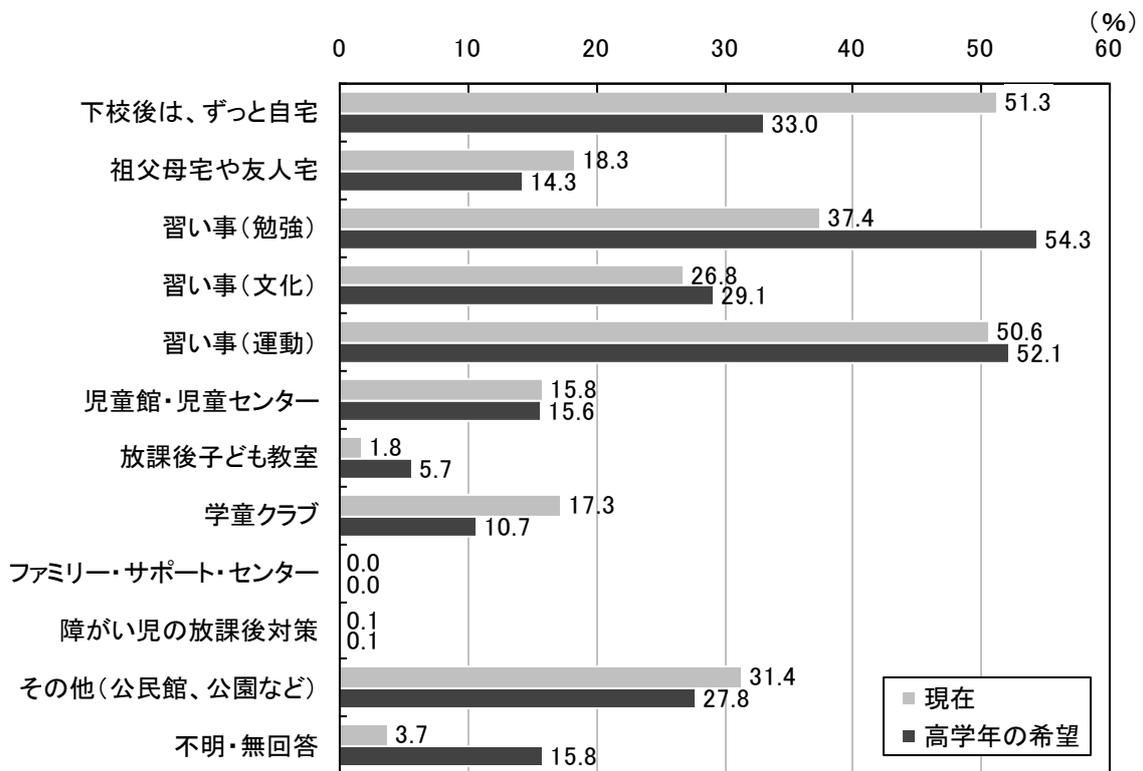
④放課後の子どもの居場所について

放課後の子どもの居場所について、現在は「下校後は、ずっと自宅」は最も高く、次いで「習い事（運動）」となっており、約半数を占めています。また、「学童クラブ」は2割弱となっています。

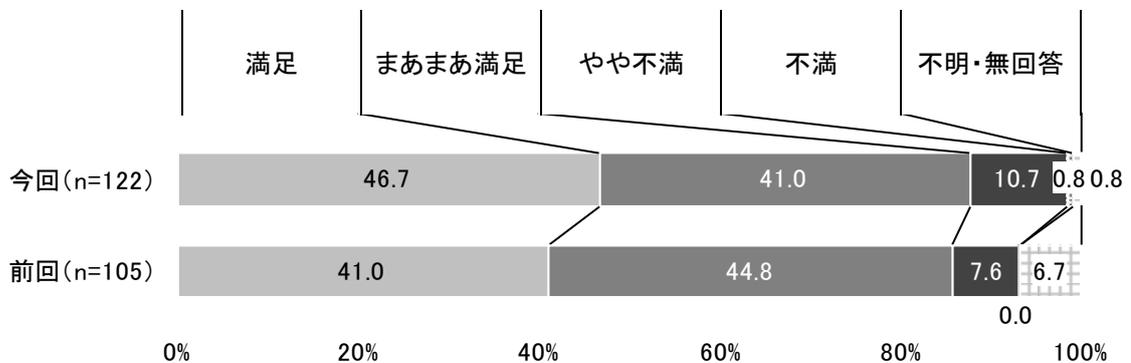
高学年時の放課後に過ごさせたい場所としては、「習い事（勉強）」と「習い事（運動）」が半数を超えて高くなっています。

また、学童クラブ利用についての満足度を見ると、5年前に実施した調査結果よりも「満足」が5ポイント以上増加しており、利用の満足度が高まっていることがうかがえます。

>> 放課後に過ごしている場所、過ごさせたい場所【小学生のみ】



>> 学童クラブの利用の満足度【小学生のみ】

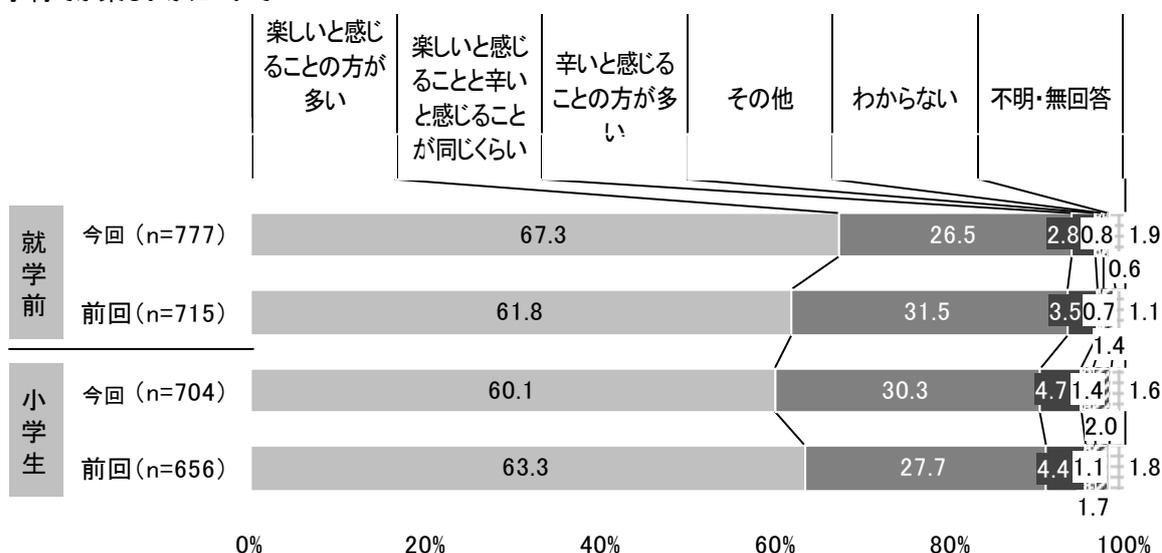


⑤子育て全般について

子育てを楽しんでいるかについては、就学前保護者・小学生保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も高く、就学前保護者については5年前よりもそのように感じる人が増えていることがわかります。就学前保護者と小学生保護者を比較すると、就学前保護者の方が小学生保護者よりも「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人がやや多くなっています。

また、子育ての感じ方別に見た有効な子育て支援・対策については、小学生保護者では「仕事と家庭生活の両立」がいずれの感じ方の場合でも第一位となっているのに対し、就学前保護者では子育ての感じ方によって、求める支援や対策が異なることがわかります。

>> 子育てが楽しいかについて



>> 子育ての感じ方別 有効な子育て支援・対策(上位3項目)

	就学前保護者			小学生保護者		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
楽しいと感じることの方が多い	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 47.4%	地域における子育て支援の充実 36.5%	保育サービスの充実 36.3%	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 52.0%	子どもの教育環境 39.2%	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減 34.8%
楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	保育サービスの充実 45.6%	仕事と家庭生活の両立 42.7%	地域における子育て支援の充実 35.9%	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実 35.2%	仕事と家庭生活の両立 34.3%	子どもの教育環境 29.1%
辛いと感じることの方が多い	保育サービスの充実 31.8%	仕事と家庭生活の両立 27.3%		子どもの教育環境 30.3%	地域における子育て支援の充実 21.2%	仕事と家庭生活の両立 21.2%

(2)ヒアリングから見る現状

本計画の策定にあたって、アンケート調査の数値では表しにくい子育てに関する実態や思いを伺うため、市内で活動する子育て支援サークル等に協力していただきながら、サークル等の活動や市の子育て支援事業を利用する方に、ヒアリングを行いました。以下に、ヒアリングで得られた主な意見を挙げます。

①実施の概要

実施時期：平成26年2月～同年3月

対象（地域の団体）：子育て支援サークル「ミトンの会」、子育て支援団体「子育て応援者会議」、西東京市パパクラブ（実施順）

対象（市の事業の利用者）：ファミリー学級利用者、学童クラブ利用者（実施順）

②意見の概要

* 在宅で子育てする方への支援について

子どもと参加できるイベント・講習会や、保護者同士で交流できる場づくりが望まれています。行政だけでなく、NPOをはじめとする民間とも連携し、親子が楽しめる場として、また、保護者同士の交流の場として、イベント等を充実させたり、イベント等について多様な媒体を用いて広報する等、官民が連携を密にして対応していくよう検討する必要があります。

- ・在宅で子育てしていると、子どもと離れる時間がほしいと感じるときがある。
- ・働いている親への支援だけでなく、自宅で子どもを育てている親への支援、例えば保育やイベントなどの実施をお願いしたい。
- ・保育付きの講座やイベント、一時保育など、特に専業主婦が、子どもと少しでも離れることができる機会をつくってほしい。

* 家庭での子育ての主体（父親の子育て）について

父母ともに子育てしている割合が6割弱であり、父親の子育て参画も進んできていることがうかがわれます。一方で、子育てに参加できない父親については、参加できない主な理由は、仕事が忙しいことにあります。

父親が子育てに関わるためには、職場での理解と体制づくりが重要です。子育てを夫婦で分担して行うか、家のことは一方に任せるのかは、夫婦間の価値観の問題ではありますが、夫婦で子育てすることも選択しやすいよう、企業等への働きかけが必要となります。

- ・家計の維持が大変で子育てにかかわりにくい男性が多いのは、事実だ。
- ・妻の手伝いではなく、自分がやるべきことという意識が必要だと思う。
- ・父親は、母親に比べて、子どもが生まれる前に子育ての情報を得る機会が少ない。父親も、子どもが生まれる前から、子育ての情報を得て子育ての意識を高めることが大切だ。

* 協働による子育て支援について

子どもと参加できるイベント・講習会や、保護者同士で交流できる場づくりが望まれています。行政だけでなく、NPOをはじめとする民間とも連携し、親子が楽しめる場として、また、保護者同士の交流の場として、イベント等を充実させたり、イベント等について多様な媒体を用いて広報する等、官民が連携を密にして対応していくよう検討する必要があります。

- 妻が妊娠期にあるパパ交流会があれば参加して、実情を情報交換してみたい。
- 妊娠中だが、今から昼間の時間の使い方や育児について、一人で悶々としているのかなど不安がある。
- リフレッシュできる場がほしい。小さい子どもを連れてジャズを聴けるような、子どもが泣いても周りに遠慮しないで、気軽に芸術に触れる機会がほしい。

* 子ども（小学生）の居場所について

低学年で求められる居場所と、高学年の後半で求められる居場所は、同じではありません。

特に高学年後半では、大人が子どもの居場所を把握できるが、子どもの自主性を阻害せず、自立を支援できるような仕組みが必要です。

家庭、地域、行政が連携し、非常時も含めて子どもが安全・安心に過ごせる場をつくっていくことが重要となります。

- 子どもがどこで過ごしているのか把握しておきたい。しかし、小学校高学年くらいからは、自分でしたいことを言うことができるようになってくる。それが自立の前段階かなと思う。
- 学童クラブのように、学校でも家でもない緩やかな場で、勉強やお稽古事などの特別なプログラムがなく、子どもが自然に過ごせる場所がたくさんあるとよいと思う。
- 子どもが安心できる場、立ち寄れる場、助けを求められる場など、子ども自身が選択できるいろいろな場があると、そのときに一番自分らしくいられる所を見つけられると思う。
- 災害時には、児童館等で、子どもの保護と支援をお願いしたい。

第3章

計画の基本的な考え方



本市ではこれまで、4つの「基本理念」と4つの「基本方針」に基づき、子どもの育ちや子育てを支えるためのさまざまな施策や事業に取り組んできました。

本計画では、これらの考え方を発展的に踏襲し、子どもが健やかに育ち、はぐくまれる環境づくりのさらなる推進を図ります。

(1)基本理念

基本理念1

子どもの権利の実現

児童の権利条約^{※1}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政のなかで具体化されていくよう取り組みます。

基本理念2

すべての子どもと親^{※2}への支援

児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。

しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。

これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達^{※3}の保障と親支援^{※3}を推進することを基本にします。

※1 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2014年5月現在で194の国と地域が締結しています。

※2 親：このプランでは、子育てをしているすべての人を指します。

※3 親支援：このプランでは、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することを含みます。



基本理念3

男女共同の子育て

子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。

また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。

子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々を共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。



基本理念4

循環型の子育て

子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。

職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。

子育ては時代をつなぐ希望です。子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

(2)基本方針

■基本方針1 「子どもの主体的な参加ですすめる」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさをみつけだし、仲間とともにゆっくりと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

■基本方針2 「おとな（親）になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程で必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりだします。

■基本方針3 「子育て家庭の支え合い」

子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりの中で、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、女性の社会進出に伴い、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。とりわけ、在宅で育児をする出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、子どもの虐待予防の観点からも、地域における親支援が求められています。

父母になる男女が親になる過程を協力して共に歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市での子育ての喜びを共有できるようなまちづくりをめざします。

■ 基本方針4 「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、ひとつの家庭だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が協働で子育ての地域環境づくりと子育ち・子育て^{※1}文化の創造を推進します。

^{※1} 子育ち・子育て：「子育ち」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指します。一方、親による「子育て」があります。

(3) 施策体系

本計画における施策の体系は、次のとおりです。

基本理念	基本方針	施策の方向
子どもの権利の 実現 すべての子どもと 親への支援	子どもの主体的な 参加ですすめる	1-1 子どもの権利の尊重 1-2 子どもの参画の推進 1-2-1 地域のシステムづくり 1-2-2 居場所づくり
	おとな（親）に なることを 支える	2-1 心身及び経済的な自立 2-2 他者への理解とおとなの役割
	子育て家庭の 支え合い	3-1 子育て意識の育成 3-2 支え合いの場の充実
	市民参加型の 子どもの育ちと 子育て家庭支援	4-1 教育・保育及び子育て支援の充実 4-1-1 子どもと家庭の支援 4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援 4-1-3 多様な文化的背景（多文化）を持つ子ども と子育て家庭の支援 4-1-4 ひとり親家庭の支援 4-2 保健・医療 4-3 災害への対応を想定した環境づくり
男女共同の子育て		
循環型の子育て		
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画		

第4章

重点的な取組み



本計画では、各基本方針にそって、次の施策を重点的な取組みとして定め、効果的かつ計画的な推進を図ります。

重点的な取組み①

子どもの主体的な参加ですすめる

1

子ども一人ひとりが、権利を尊重され、誰もが主体的に生きることができるようなまちづくりをめざします



子どもたちは、一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を有する主体です。

児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めるとともに、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身の積極的な参加・参画を通して、自己の形成が図られる機会や居場所・仕組みの創出に努めます。

■重点的な取組み

1：子どもの権利や権利擁護に関する普及・啓発の充実

【施策 1-1-1、1-1-13、1-1-14】

2：子育て支援事業、子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実

【施策 1-2-1-3、1-2-1-1、1-2-1-8、1-2-2-1、1-2-2-5】

3：児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実

【施策 1-2-1-2、1-2-1-8、1-2-2-3、1-2-2-6】

おとな(親)になることを支える

2

子どもたちが、自分を知り、他者を理解して行動できるよう、おとなとして自立する過程を支えます



学齢期から青少年期は、心身ともに子どもからおとなへの移行の時期です。近年、そうした世代の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などの影響から大きく変化しており、さまざまな側面からの自立を支援することが求められています。また、地域でのつながりが希薄化しつつあるなかで、人と関わる機会が少なくなってきました。

このため、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、地域活動やボランティア活動等の他者とのふれあいを通し、地域一体となって子ども・若者の育ちや自立を見守り支えられる体制づくりと取組みの推進に努めます。

■重点的な取組み

4：青少年支援の充実 【施策 1-2-2-4、2-1-2】

5：「青少年が育つまち」の実現 【施策 2-1-3、2-1-4、2-1-9】

子育て家庭の支え合い

3

子育て家庭が孤立することを防ぐとともに、親が親として目覚め、学び合い、育て合うことを地域全体で支援します



子育ては、その苦労や喜びをともに分かち合いながら、夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、協力して行うものですが、依然として女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。また、子育てについての技術や知識は、核家族化や都市化等の進行により、世代間での継承がされにくく、かつメディアの多様化による情報の氾濫により、適切な情報の選択も難しくなっています。

このため、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、職場における「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」への理解促進を進めながら、父親と母親双方への意識改革を図ります。また、子どもと子育て家庭が抱える悩みや不安を一緒に考え、やわらげ、誰もが楽しみながら子育てができるよう、「地域子育て支援センター」・児童館・子育て広場での「地域子育て支援拠点事業」の活動を中心とした相談支援や情報提供等の充実を進め、子育て家庭の孤立を予防するとともに、必要な人に必要な情報が行き届く環境づくりに取り組みます。

■重点的な取組み

6：子育て力向上のための取組み

【施策 3-1-6、3-1-8、3-2-6、第6章第4節（7）】

7：子育て情報化の推進・充実

【施策 3-2-7、3-2-9】

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4

教育・保育や保健指導などの充実を図り、すべての子どもたちの育ちを、社会全体で支えられるよう、安心・安全な環境を整備していきます

特に、子どもに必要とされる防災・減災情報を普段から意識できるように提供していくとともに、災害時や復興時にも本計画による基本理念を保障できるよう、施策を展開します



現在、本市では保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の乳幼児が恒常的に生じている状況です。就労意向の増加等で、保育ニーズがますます拡大することが見込まれるため、保育園の拡充を図ります。また、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、本市に暮らすすべての子どもたちが、希望するサービス等を適切に利用できるよう、周知や啓発に取り組みます。

さらに、子育て家庭を応援する取り組みとして、子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに、安心・安全な市民生活の確保に向け、発生予測困難な災害への対応についても、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携を図りながら、平常時から非常時を想定した対策を行います。

■重点的な取組み

8：「子ども総合支援センター※」の充実 【施策 1-1-11、3-2-2、4-1-1-1】

9：利用者支援事業の推進 【第6章第4節（1）】

10：保育支援の拡充 【第6章第3節、第6章第4節（7）～（10）】

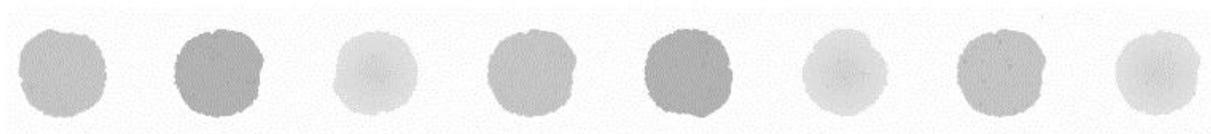
11：母子保健と保育、子育て支援の連携強化
【施策 3-1-8、3-2-6、4-1-2-1、4-2-1、4-2-2、4-2-3、
第6章第4節（5）】

12：防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり
【施策 4-1-1-7、4-3-1～4-3-5】

※子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センターのどか」と、発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市の子育ち・子育て支援の拠点となるものです。

第5章

基本的施策の展開



基本方針1

子どもの主体的な参加ですすめる

1-1 子どもの権利の尊重

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が、平成元年（1989年）の国連総会において採択され、平成6年（1994年）に日本で批准されてから20年以上が経過しました。これは、子どもたち一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけるとともに、「子どもの最善の利益の確保」をおとなの責務として定めるものです。

また、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、社会問題となっていた児童虐待について、虐待の定義や住民の通告義務など防止に向けた法制度が整備されました。しかしながら後を絶たない児童虐待から子どもを守るため、児童の権利利益を擁護する観点から、平成23年5月に民法・児童福祉法等の改正が行われ、「親権の子の利益の明確化」、「親権停止制度の創設」及び「児童相談所長等への親権停止、管理権喪失の審判等の請求権付与」など制度の見直しが行われました。

さらには、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者の育成支援を図るため、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」が、また学校におけるいじめ対策として平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、児童の権利利益の擁護を図る法制度の整備が進められてきました。

本市には、子どもや保護者等から相談を受ける機関として「子ども家庭支援センター のどか」や「地域子育て支援センター」、「教育相談センター」、不登校ひきこもり相談室「Nicomo（ニコモ）ルーム」などがあるほか、東京都によるスクールカウンセラーの小中学校全校への配置、また心理カウンセラーの学校への派遣を行い、さらには各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。

「子ども家庭支援センター のどか」によると、平成24年度に子どもや家族から寄せられた相談のうち、約1割が児童虐待に関する相談、約4割が児童虐待以外の養護相談となっており、平成21年度と比べると、児童虐待に関する相談は倍以上の増加をみせています。また、いじめや暴力行為は、近年、増加傾向にあり、不登校については小学校6年生から中学校1年生にかけて増加する傾向にあります。

このことは、相談や養護の声をあげやすくなってきたことを意味するものであり、潜在的に存在した問題が顕在化してきたものと考えられます。このため、今後も、子どもを取り巻くおとなはもとより、子どもたち自身が互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう周知啓発を図るとともに、子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化していくことが必要となっています。

1-1：今後の取り組み

子どもの権利は、いつでもどのような場でも尊重されなければなりません。すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるよう子どもの意思を尊重して、自己実現できるよう、おとなも子どもも意識を高くもつことができるよう、仕組みづくりや広報を行います。

また、子どもの生命や生活を守り、とりわけ、救済を必要としている子どもについては、子ども自らが相談できる場を確保し、解決に至る道筋を見つけられるよう支援します。

子どもが権利を実現する前提として、家庭はもちろんのこと地域でも、生活していくための場が必要です。家庭内でも子どもが尊重されるよう、子育て広場や「地域子育て支援センター」、児童館、公民館での活動を通じて家庭の教育を支援するとともに、養育が困難な家庭の子どもについては里親制度により生活を支援します。学校生活になじめず不登校になっている子どもについては、スキップ教室（適応指導教室）による指導などにより、学校生活への復帰を目指します。

いじめや不登校といった子どもの自己実現を妨げる問題については、子ども自身が相談できる相談窓口が、学校や市にあります。学校には、東京都によりスクールカウンセラーが定期的に配置され、また、教育相談センターには心理カウンセラーを配置し、教育相談・就学相談などを行っています。今後は、子どもに対して、市の相談窓口の周知を図るとともに、巡回する心理カウンセラーとスクールカウンセラーとの連携を進め、子どもたちにさらに有効な援助ができるようカウンセラーの技能向上に努めます。

子どもの虐待への対応については、早期発見・早期対応が重要であることから、傷やアザなどにより虐待の疑いがある場合に、できるだけ早い段階で関係機関や地域の人々から通告や相談が寄せられるようにする必要があります。通告を受けた場合に対応する機関である「子ども家庭支援センターのどか」や児童相談所の認知度を向上させていくとともに、通告についての意識と理解を高めることができるよう、地域住民に普及・啓発していきます。さらに、関係機関の職員との意識向上・連携強化を図るため、通告の重要性や対応策について、研修を実施します。

また、子どもたち自身が、虐待を受けているという認識を持たなかったり、家族を守ろうとして自己犠牲の認識を持ったりすることがないよう、①ひとりの人として尊重され、いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと ②ひとりひとりの意見や考えが尊重されること ③ひとりひとりの最善の利益が図られること について学ぶ機会を設けるとともに、虐待があったときにはどこに相談すればよいのかを周知していきます。

子どもを支える関係機関や地域住民についても、子どもの発するSOSのサインをどう受けとめるかについて学ぶ機会を設けていきます。

具体的な施策・事業

- 1 ■子どもの権利に関する条例等の策定および子ども救済システムの検討
(子育て支援課)
- 2 ■子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実
(子育て支援課、教育指導課)
- 3 ■人としての権利を尊重する教育の推進
(協働コミュニティ課、教育指導課)
- 4 ■家庭の教育力向上支援事業の推進
(健康課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、
子ども家庭支援センター、 公民館)
- 5 ■里親制度(養育家庭)の推進
(子ども家庭支援センター)
- 6 ■スキップ教室(適応指導教室)の充実
(教育支援課)
- 7 ■子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討
(子ども家庭支援センター)
- 8 ■スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化
(教育支援課)
- 9 ■地域アドバイザーの活用と連携の推進
(児童青少年課)
- 10 ■子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進
(子育て支援課)
- 11 ■要保護児童対策地域協議会の活用
(子ども家庭支援センター)
- 12 ■虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討
(子ども家庭支援センター)
- 13 ◆虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実 【新規】
(子育て支援課、子ども家庭支援センター)
- 14 ◆子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供 【新規】
(子育て支援課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

1-2 子どもの参画の推進

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。そうしたなかで、子どもたちはさまざまな支援やサービスを受け、守られる側面もある一方で、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題も指摘されています。

本市では、居場所づくりや遊びの充実などを通して、子どもたちが自主的に関わり、参画する機会の確保に取り組んでいます。特に、児童館は18歳未満の乳幼児や児童・生徒が安全かつ安心して過ごし、活動できる拠点であり、子どもたち自身の意見や考えを取り入れた運営が行われています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、小学生児童の放課後の過ごし方の希望として、「自宅」や「習い事」が約半数で上位に挙げられており、児童館の認知度は高いものの、利用者は6割程度となっています。また、児童館への要望としては、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」などが高まっています。近年の児童館の利用実績では、利用者数・登録者数はいずれもおおむね横ばいの傾向を示しています。

今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、それらが適切に利用されるための仕組みづくりを進める必要があります。

今後の取り組み

地域の中で、子どもたちが活発に活動できるよう、子どもが発想を生かし、自らの意見を表明する場や参加・参画する機会を充実していきます。また、地域で子どもの育ちを支える仕組みづくりを行います。さらに、子どもが活動する上で必要となる情報を発信・共有していきます。

具体的には、子どもワークショップの開催など、子どもたちが参画する場を持ちながら、施策に取り組みます。

事業の企画や運営については、子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で参画できる機会を提供します。子どもが豊かな発想を持つことができ、また、おとなが子どもの参画を支援する手法を学ぶ場となるよう、児童館等では、おとなも参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を充実させます。

また、施設利用に関する子ども向け調査を実施する等、子どもならではの視点による評価を生かし、魅力ある施設運営を推進します。

さらに、子どもが地域で安心して活動し、豊かな経験を積むことができるよう、地域の諸団体との連携を推進し、地域での体験を重ねて成長した子どもが、次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していくことを支援していきます。

安心して過ごせる地域づくりのために、青少年育成会による通学路の「合同パトロール」や「子ども110番ピーポくんの家」活動、小学校の安全連絡会による安全確保の活動を引き続き支援するとともに、青色回転灯装備車両による防犯パトロールやスクールガードリーダーによる学校の巡回指導を行います。

地域での経験を充実させるため、農業やものづくりを体験する機会を提供するとともに、青少年育成会の実施する文化活動などや、「社会を明るくする運動」によるあいさつ運動など、社会的活動も支援します。また、プレイリーダーの養成を通じて、地域での遊びを指導する仕組みづくりを進めます。これらの活動により、地域と連携し、おとなが自分の経験を生かして子どもたちに知恵や技を伝えられるよう、地域人材を発掘し、マッチングすることにより、人材が活躍できる場を提供します。

このような地域での支援を、子どもたちが十分に活用するためには、どこで何ができるのかを、子どもたち自身が知っている必要があります。必要な情報がすべての子どもにいき届くよう、情報提供の方法を子どもの目線で工夫するとともに、情報活用に必要なりテラシー教育を推進します。

具体的な施策・事業

【企画運営関連】

- 1 ■子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進
(児童青少年課、文化振興課、みどり公園課、公民館)
- 2 ■児童館の親子で参加できる行事や企画の充実
(児童青少年課)
- 3 ■子ども参画による広報紙づくりの実施
(図書館)
- 4 ■子ども調査の推進(子どもが多く利用する施設に関する調査)
(児童青少年課、図書館)

【地域連携関連】

- 5 ■防犯対策の充実
(児童青少年課、教育指導課、危機管理室)
- 6 ■青少年育成会への支援の充実
(児童青少年課)
- 7 ■農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充
(児童青少年課、産業振興課、公民館、社会福祉協議会)
- 8 ■地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む)
(子育て支援課、児童青少年課、社会福祉協議会、シルバー人材センター)
- 9 ■各国の子どもが集える事業の検討
(文化振興課)

【情報関連】

- 10 ■市報や市のホームページの子ども向け情報の充実
(秘書広報課)
- 11 ■子どもに必要な情報を届けるしくみの整備
(子育て支援課、文化振興課)
- 12 ■子ども向け情報提供方法の検討
(秘書広報課、教育企画課、教育指導課)
- 13 ■情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進
(教育指導課)
- 14 ■有害情報からの子どもの保護
(児童青少年課、教育指導課)

今後の取り組み

子どもが自分らしく過ごすことができるよう、利用する子どもたちの意見を取り入れながら、児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。居場所となる場では、文化的な事業やスポーツをすることもでき、知的好奇心を満たし、体力向上が図れるようにします。居場所での活動を通じて、多様な年齢の子どもたちや、地域のおとなとのかわりから、自分自身を知り、多くを学び、育つことを支援します。

子どもが放課後に過ごす場所については、子どもたち自身の意思や選択を大切にしつつ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、市長部局と教育委員会とが連携して、高学年を含めた適切な居場所の確保に努めます。居場所のひとつである学童クラブについては、引き続き現状の制度を維持していきます（学童クラブについての詳細は、第6章に記載します。）。

また、児童館・学童クラブなどに子どもたちがいるときに災害が発生した場合は、施設において安全を確保し、保護者へ引き渡します。

さらに、児童館の休日開館や夜間開館を充実させ、中高生や青少年を対象として機能を特化する等、児童館の再編成を進めます。児童館の運営については、子どもたち自身の参画を推進するとともに、子育てサークル・団体や民間事業者の持つ社会的な資源も活用していきます。

児童館のほか、学校施設の活用やスポーツ施設の活用により、屋内外での居場所の確保に努めるとともに、地域でのサロン活動と連携し、親子や地域の人々が憩える場を提供していきます。

子どもたち自身が、年齢や育ちに応じてさまざまな選択肢の中から居場所を選べるよう、ゆったりした気持ちで集える場や、美術鑑賞や芸術鑑賞ができる場、放課後子ども教室のように学ぶことができる場、また、音楽演奏やスポーツができる遊び場など、多様な環境を整えます。

これらの居場所が、子どもたちが利用したくなる、魅力あふれる場であることをめざし、子ども参画による企画等を進めます。

具体的な施策・事業

【居場所づくりへの参画】

- 1 ■子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進
(みどり公園課、子育て支援課)
- 2 ■子ども参画による生涯学習事業の推進
(児童青少年課、公民館)

【居場所の充実】

- 3 ■児童館の再編成と機能の充実
(児童青少年課)
- 4 ■青少年センター機能の充実
(児童青少年課)
- 5 ■屋内外の居場所の充実
(スポーツ振興課、児童青少年課、みどり公園課、文化振興課)
- 6 ■学校等の活用による放課後の居場所の充実
(児童青少年課、社会教育課)
- 7 ■各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 8 ■おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施
(管財課、文化振興課、公民館)
- 9 ◆放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討 【新規】
(児童青少年課、社会教育課)

【文化等の充実】

- 10 ■子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興
(文化振興課、スポーツ振興課、図書館、公民館)
- 11 ■音楽練習室等活用の推進
(文化振興課、児童青少年課)
- 12 ■図書館の子どもスペースの充実
(図書館)
- 13 ■読み聞かせリーダー育成事業の推進
(図書館)
- 14 ■「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進
(スポーツ振興課)
- 15 ■身近にボール遊びのできる場所の検討
(みどり公園課、スポーツ振興課、児童青少年課)

基本方針2

おとな（親）になることを支える

2-1 心身及び経済的な自立

国は、平成22年（2010年）、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割りのアプローチでは限界にあるとして、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。平成26年（2014年）には、同ビジョンに基づく施策の点検・評価が成されており、そのなかで今後取り組むべき課題及び方向性のひとつとして、「子ども・若者が自らの心・身体について、発達段階に応じ、正しく認識し、その主体として自己制御・自己調整する力」や、労働者として就労段階において「自らの権利を適切に行使できるような力」を育む必要があることが指摘されているほか、貧困の状態にあったり、ひきこもりやニートなどの経済的自立が困難な子ども・若者への支援について、課題となっています。

本市では、心身の自立を促す取り組みとして、小中学生からのいのちの大切さや心・身体の問題に関する意識啓発、将来親になるために必要な性に関する学習機会の提供などを行うとともに、経済的な自立を支援する取り組みとして、小中学校の総合的な学習の時間等を活用した職場体験やキャリア教育の充実により、働くことの意義等について理解促進を図っています。また、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「Nicom（ニコモ）ルーム」を設置しています。

不登校やひきこもり状態が長期化すると、心身の自立のみならず経済的自立が難しくなり、ニートや若年無業の状態に陥ることが懸念されます。このため、児童・青少年期から心身及び経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

2-1：今後の取り組み

青少年は、子どもがおとなになる過程であり、自立に向けた準備期間にあります。次世代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長できるよう、この時期に適した切れ目のない支援を行います。

青少年の年代は、身体の発育や健康についての適切な知識が得られるよう、近年社会問題となっている危険ドラッグなどを含む違法薬物の使用防止と健康に関する教育などを行い、健やかな育ちを支援します。

また、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある若者の孤立を未然に防ぎ、ひきこもりやニートの状態を早期に解消することができるよう、必要な相談、助言又は指導を行う体制の整備や居場所づくりを行うとともに、貧困の連鎖を防止するため、子ども・若者の成長や年齢に応じた就学・就業の支援や、社会生活を営むために必要な知識技能の習得などを、民間活用を視野に入れて検討していきます。

自立するためには、自分の将来を描き、自身の在り方を見つける力をつける必要があります。このため、学校での総合的な学習の時間や道徳の時間を活用して、生き方に関する教育を行うとともに、乳幼児とふれあう機会をつくり、異年齢の子どもとの交流からいのちの大切さや思いやりや優しさを育みます。

自立に向けて努力する子ども・若者を、まち全体であたたかく見守り、支援することができるよう、家庭・学校・地域・市の連携を深めていきます。

具体的な施策・事業

- 1■タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発
(健康課、教育指導課)
- 2■社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討
(子育て支援課、児童青少年課)
- 3■青少年のしゃべる場の設定
(子育て支援課、児童青少年課)
- 4■青少年の日の設定
(子育て支援課)
- 5◆「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討【新規】
(子育て支援課)
- 6■入所型施設退所後の支援の検討
(子育て支援課)
- 7■学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進
(教育指導課)
- 8■乳幼児とふれあう場づくりの推進
(子育て支援課、保育課、教育指導課)
- 9■子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり
(子育て支援課、児童青少年課)

2-2 他者への理解とおとなの役割

心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きいといわれています。

しかし、近年では核家族化や兄弟姉妹の減少が進み、家庭内で自然に子どもとの接し方を学ぶ機会や経験が少なくなってきました。さらに、少子化の進行、生活習慣や価値観の変容等の影響により、友人や仲間、地域のおとななど、さまざまな人と関わる機会が少ないまま、成長しおとなになるケースが多くなっています。

このことは、親になるまでに他の子どもと接したり世話をするなど、子育てにかかる経験が乏しく、親になったときに子育てに戸惑う人が多くなっています。

本市では、10歳代での若年妊娠者や若年親への支援を中心に、中高生が乳幼児とふれあう機会の充実や、地域での関わりを得るきっかけとしてのボランティア活動や地域活動への参加促進に取り組んでいます。

子どもたちが、乳幼児やその支援に当たるおとななどの、自分と同世代ではない人々や、普段の生活では接することが少ない多様な状況にある人々と交流することを通じて、自分が多くの人々に支えられて生きてきたこと、また、おとなになって多くの人を支える存在になることが、自然に意識できるよう、他者に援助する経験の場を提供していくことが求められています。

2-2：今後の取り組み

おとなになることは、多様な立場・状況にある他者を理解し、必要なときには、相手を支援することができる能力を備えることでもあります。さらに、将来、親になったら、どのようなことが社会から求められるのかを認識し、学ぶことにより、おとなになる力を養い、ひいては子どもを守る力や慈しむ心をはぐくみます。

そのために、学齢期から青少年の早い時期に自立に向けての意識を持てるよう、学校や地域、市の各事業等の機会を通じて支援していきます。併せて、性の面でも自立した行動をとることができ、相手を尊重していくことの大切さを学ぶことができるよう、さまざまな機会を提供していきます。

若い世代の親に対しては、子育てについて気軽に相談できる体制を整備するとともに、親同士が気軽に集い、交流や相談ができる機会を設けます。

子育てに関するボランティア活動やインターンシップによるキャリア教育の体験を通じて、他者の気持ちを理解し、自立に向けた自己理解と他者理解を図ります。また、自分の意思をしっかりと伝え、相手の思いを尊重し、話に耳を傾けることができるようなコミュニケーション力を身に着けられるよう、学びの機会を検討します。

地域での活動により、地域社会や市民活動に関心を持つことができるよう、ひいては、NPO活動などの地域活動を支えるような存在を育成できるよう、ボランティア活動や地域行事の充実を図ります。

具体的な施策・事業

- 1 ■小中学校での性教育の充実 (教育指導課)
- 2 ■性の尊重に向けた支援の検討 (健康課、子ども家庭支援センター)
- 3 ■若い親世代への支援の実施 (保育課、健康課、子ども家庭支援センター)
- 4 ■中学生のためのボランティア事業の推進 (児童青少年課、社会福祉協議会)
- 5 ■高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進 (子育て支援課、社会福祉協議会)
- 6 ■インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実 (保育課、児童青少年課)
- 7 ■ボランティア活動の機会の充実 (子育て支援課、社会福祉協議会)
- 8 ■ボランティア保険等の加入の促進 (子育て支援課、社会福祉協議会)
- 9 ■コミュニケーション力育成プログラムの検討 (児童青少年課、公民館)
- 10 ■特化型児童館での地域若者交流事業の検討 (児童青少年課)
- 11 ■地域行事等の活発化による子ども参加の推進
(児童青少年課、文化振興課、スポーツ振興課、社会教育課)

基本方針3

子育て家庭の支え合い

3-1 子育て意識の育成

近年は、女性の社会進出や厳しい社会経済情勢、就業構造の変化などを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦勞や喜びをともに分かち合いながら、夫婦で協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されるなかで、父親は関わりたくても関わるできない状況も生じています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、父親が参加しやすい時間帯や曜日に配慮して企画・事業を実施するとともに、育児や家事等に関する情報提供などを行っています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、主に子どもの子育てを行っている人について、就学前児童・小学生児童ともに、母親はおおむね9割であるのに対し、父親は6割弱となっています。また、父親が子育てに関わっていない場合の理由として「仕事が忙しい」が最も高く7割から8割前後、次いで「育児は主に母親がするものと思っている」が約1割を占めています。

このため、父親が子育てへの関わりを持ち、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、出産前からの父親の子育て意識の啓発や、職場における「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」への理解促進を進めながら、母親が「自分がすべての子育てをしなければならない」との考え方について、意識改革を図る必要があります。

さらに、地域で互いに支え合うことの大切さを意識できるような取組みを進める必要があります。

3-1：今後の取り組み

男性も女性もともに育児を担う存在としてとらえ、互いに理解し協力し合って親としての役割を果たしていくことは、子どもの育ちにとっても意味があります。親をはじめ地域のおとなが、仕事と生活の調和を図ることができるよう、啓発を行うとともに、食育に関する活動などを通じた、地域の子育て意識の育成や、醸成などにつなげていきます。

現状として、父親は、母親よりも労働時間が長い場合が多く、育児をしづらい状況にあります。男女ともに、親として子どもに接する時間が持てるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図ります。また、親に限らず、すべてのおとなが、仕事と生活の調和が図れるようにすることによって、はじめて、地域全体での子育てが可能となります。子育て世帯やそれを支えるすべてのおとなが、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業者とそこに働く人々への、意識啓発を推進していきます。

また、父親が子育てする際、出産や子育てに関する情報を、母親よりも入手しにくい状況にあります。そこで、妊娠・出産・育児について、父親への情報提供の方法を検討していきます。

毎日の食事は、子どものいのちを守るものであり、健やかな成長に欠くことができません。食生活に関して、子どもの発達段階に応じた情報提供・相談・指導を行うとともに、子ども自らが食を楽しみ、望ましい食習慣を形成する支援を、教育機関・保育機関・市・地域が連携して実施していきます。また、妊娠期や乳幼児期の相談、健診等を通じて、好ましい食習慣を確立し、健康管理を図ることができるよう支援を行います。

地域との連携については、「地域活動情報ステーション」（市民活動支援ホームページ）を通じて、食育推進に取り組むそれぞれの団体の活動を幅広く紹介するなどして、市民団体相互の連携強化を図ります。

市が主催する栄養講座等の食育学習講座の参加者を中心に、地域における食育の自主グループの立ち上げを支援し、既存の市民活動団体の情報を提供して連携を促す等、地域における食育の担い手を育てます。

このような食育などの学習を通じて、家庭と地域での教育や交流を推進することにより、子育て意識を育成し、醸成していきます。

具体的な施策・事業

- 1 ■父親の育児参加の推進
(健康課、子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課、公民館)
- 2 ■子育て意識の啓発の推進
(子育て支援課、子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課、公民館)
- 3 ◆父親への子育てに関する情報提供の方法の検討 【新規】
(健康課、子育て支援課)
- 4 ■育児休業相談・啓発の実施
(協働コミュニティ課)
- 5 ■子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実
(産業振興課、協働コミュニティ課)
- 6 ■栄養・食生活に関する教育・相談の実施
(健康課、保育課)
- 7 ■地域や家庭における食育の推進
(健康課、保育課、産業振興課、学校運営課)
- 8 ■子育てに関する学習機会の充実
(健康課、子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター、公民館)
- 9 ■地域の子育て意識の醸成
(子育て支援課、保育課、児童青少年課)
- 10 ■ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討
(子育て支援課、協働コミュニティ課)

3-2 支え合いの場の充実

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくなっています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てハンドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、「地域子育て支援センター」や「子ども家庭支援センターのどか」、保育園での園庭開放、子育てひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。また、市内には子育てサークル・団体が数多くあり、活発に活動をしています。こうした活動が子育て家庭に周知され、利用者の輪を広げていくような、さらなる取組みを検討する必要があります。

また、相談支援に関しては、「子ども家庭支援センターのどか」をはじめ、「地域子育て支援センター」や保育園、児童館など、多様な場所で行っています。しかし、ライフステージにより保健、教育、福祉といった分野で相談窓口が異なるなどの課題もあることから、より緊密な連携体制を整備することが大切です。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について、就学前児童・小学生児童ともに、配偶者や祖父母、友人等の身近な人間が上位に挙げられています。行政機関や専門職にも一定の相談のニーズがあります。

また、市や地域サークル等が主催するイベントや講習への参加意向については、就学前児童・小学生児童ともに「子どもと参加できる」、次いで、就学前児童では「同年代の子どもがいる保護者と交流できる」、小学生児童では「有識者から知識が得られる」が上位に挙げられています。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や、子どもと親が置かれている環境に応じて内容が異なります。

そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと多様な相談機関が、さらに連携を強化していくことが求められています。

3-2：今後の取り組み

子育て・子育てについて、子育て家庭が支え合う場を充実させます。支え合い手法として、交流の機会や相談ができる場を充実させることと併せて、これらの活動を多様な媒体で継続的に広報し、子育てに必要な情報が、必要な人に適時に行き届くようにしていきます。

具体的には、就労しながら子育てする親に限らず、すべての子育て家庭がゆとりをもって子育てできるよう、子育てひろば（のどかひろば・ピッコロひろば）・「地域子育て支援センター」・児童館で実施している子育てひろば事業を充実し、多様なニーズを抱える利用者に幅広く応えていけるよう、市民団体などの行うひろばについても広く情報発信していくことによって、利用者が多くの選択肢の中から自分の望むサービスを選択しやすいような環境を整備していきます。

また、親たちが自分たちで交流の場を広げていけるように、子育てサークルや団体などの活動にも支援を行い、孤立を予防するとともに、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

相談できる場については、さまざまな機会を想定し、子育て中の親同士や子育て経験者、専門家など、相談の内容に応じた多様な人材による相談の場づくりを進めます。また、行政だけではなく、市民団体が行う相談事業も含め、利用者が的確な相談先へと導かれるよう、連携体制を強化していきます。

子育て中の親にとって、必要な情報を必要なときに入手できることが大切です。情報化が進み大量の情報があふれている中で、適切な情報であり、かつ、自分が必要とする情報を、速やかに得ることができるよう、行政や市民団体の各部署にわたる、さまざまな子育て情報を一体的に提供する仕組みづくりや、市民に有効に活用される情報提供の仕組みを検討します。

具体的な施策・事業

- 1 ■子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実
(保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課、社会福祉協議会)
- 2 ■子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進
(子ども家庭支援センター)

- 3 ■子育てひろば事業の充実
(保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 4 ■保育園園庭開放の推進
(保育課)
- 5 ■幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進
(健康課、子育て支援課、保育課)
- 6 ■育児・子育て相談事業の充実
(健康課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 7 ■相談に関する情報提供の充実
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 8 ■子育て相談担当者の研修事業の充実
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 9 ■子育て家庭への情報提供の充実
(秘書広報課、子育て支援課、保育課)
- 10 ■外国語による広報活動の充実
(文化振興課)
- 11 ■救急医療情報提供の充実
(健康課)
- 12 ■子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討
(子育て支援課)

基本方針4

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられると同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。

本市には、平成25年12月現在、公立保育園17園、私立保育園10園、私立保育園分園1園、私立幼稚園が13園、さらに認証保育所が16園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境にかかわらず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童保護者では、教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も一層の教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要が高まることが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズがますます拡大するなかで、利用者の視点になったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

今後、幼稚園は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。

今後の取り組み

行政の各部署が、横断的に連携し、子育てと子育てを切れ目なく支援します。

就労する親とその子どもへの支援として、保育所や学童クラブの充実を図るとともに、子どもを育てるすべての親と子どもたちを支援する拠点となる「子ども総合支援センター」のもと、保育機関・児童館・教育機関・地域の民生児童委員が連携して相談などを受け、支援していきます。

さらに、市のサービスについては、市の子育て支援の総合窓口から各業務の担当部署の窓口へとつなげて対応するとともに、より専門的な相談については、各課窓口や「子ども家庭支援センターのどか」から保健所や児童相談所へと、つないでいきます。

「子ども家庭支援センターのどか」や保健所・児童相談所などの関係機関が連携することにより、専門的かつ多面的な解決策を提示し、相談者が施設から出て地域の中で生活をしていくことができる力を培うことができるように支援し、地域における生活を支援します。

このような関係機関や地域との連携を強化するとともに、市や子育て団体・サークルの実施するサービスに関する情報を提供し、利用者のニーズに応じたサービスをマッチングする仕組みとして、「利用者支援」を行います（詳細は、第6章第4節（1）に記載します）。

ここ（4-1-1）では、主に中学生までの子どもとその家庭の支援を対象に、就学前の児童については「地域子育て支援センター」を拠点とする5つのブロック（区域）を基本としつつ、小学生については小学校区、中学生については中学校区を核とした地域における連携を図ります。

行政や地域の連携により子どもたちと子育て家庭を支えるとともに、子どもたちが安全に通学することなどができるよう、通学路の安全対策などを進めます。

また、親たちの多様なライフスタイルを支え、子どもたちの居場所を確保するため、幼稚園などの教育施設、保育施設、放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業について、質の向上に努めながら、量の充実を図っていきます。（詳細は、第6章に記載します。）

小・中学生の子どもたちについては、西東京市教育計画において、学習を通じて子育てや子育てを支援する施策が展開されています。子どもたちをよりよい生活者として育てるために学校教育の中でも、消費者教育、環境教育、情報モラル教育などの教育を進めていきます。

具体的な施策・事業

- 1 ■子ども総合支援センターの連携機能の充実
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 2 ◆夜間養護等(トワイライトステイ)事業の検討 【新規】
(子ども家庭支援センター)
- 3 ■休日保育・駅前保育の検討
(保育課)
- 4 ■ホームヘルパー派遣事業の推進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 5 ■子どもの医療費の負担軽減
(子育て支援課)
- 6 ■児童手当の実施
(子育て支援課)
- 7 ■通学路、通園路の安全確保の充実
(道路管理課、教育企画課)
- 8 ■親子施設見学会の検討
(子育て支援課)
- 9 ■子どものための消費者教育の推進
(協働コミュニティ課、教育指導課)
- 10 ■環境教育の推進
(環境保全課、教育指導課)
- 11 ◆情報モラル教育の充実 【新規】
(教育指導課)
- 12 ■交通安全教育の推進
(教育指導課)
- 13 ■国際理解教育の推進
(文化振興課、教育指導課)
- 14 ■幼・保・小・中学校の交流・連携の推進
(子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター、教育支援課)
- 15 ■図書館、学校図書館のネットワーク化の推進
(教育指導課、図書館)

今後の取り組み

障害のある子ども、あるいは、障害の可能性のある子どもを育てる家庭に対して、ノーマライゼーションを基本として、地域の中で障害の有無にかかわらず、一緒に育ち・育てる視点から、施策を進めます。

また、子ども一人ひとりの特性や障害の程度に応じて必要な療育が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の連携により、ライフステージを通じて、切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めていきます。

療育を必要とする子どもたちについては、療育段階における施設等の待機児が出ることをないよう、児童発達支援センター機能の導入の検討を進め、受入施設の充実に努めます。

障害のある未就学児については、保育所での障害児保育の充実や、幼稚園への入園・入園後の支援を検討します。

障害のある小学生の放課後の居場所については、学童クラブなどで、おとなの目が届く居場所を確保します。また、放課後や休日に充実した時間を持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス事業所を運営する民間法人の誘致を進めます。

障害のある子どもを持つ家庭への支援としては、親への負担軽減としてホームヘルパーの派遣や短期入所事業を推進するとともに、メンタルケアを含めた支援の検討を進めていきます。

また、障害の発見からその後の支援機関へ切れ目なく継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課、幼稚園・保育園、こどもの発達センターひいらぎ、教育支援課等の関係機関の連携を強化していきます。

小学校への就学前後については、切れ目のない支援が受けられるよう、保育園へ専門家を派遣して早期対応を行うとともに、すべての未就学児に就学支援シートを配布し、支援に必要な情報を関係機関が共有することにより継続的な支援の実施を図ります。特に、個別の支援を要する子どもについては、就学支援シートを積極的に活用してもらえよう、親へ周知していきます。小学校入学後は、教育支援ツールに就学支援シートを組み込むことにより、校内支援に役立てます。

具体的な施策・事業

- 1 ■相談から、フォローアップまでを行う事業の展開
(健康課、子ども家庭支援センター)
- 2 ■障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実
(子ども家庭支援センター)
- 3 ■障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進
(障害福祉課、子ども家庭支援センター、教育支援課)
- 4 ■障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進)
(保育課、児童青少年課)
- 5 ■障害児の幼稚園入園に対する支援の推進
(子育て支援課)
- 6 ■障害児の放課後等の居場所の充実
(障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課)
- 7 ■障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進
(子育て支援課)
- 8 ■施設緊急一時保護事業の実施
(障害福祉課)
- 9 ■障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施
(障害福祉課)
- 10 ■特別支援教育の充実
(教育企画課、教育支援課)
- 11 ■特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取り組みの充実
(関係各課)
- 12 ■障害者、異年齢世代との交流事業の推進
(障害福祉課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 13 ■障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実
(子育て支援課)

今後の取り組み

国際化が進展する中で、子どもや親が、異なる文化圏で長く生活していた経験から、転入した際、文化や生活習慣などの違いから支援が必要となる例が増えています。

そのため、多文化を持つ人々と、地域の人々とが、お互いの文化を理解して共存できるような社会の実現が必要です。

多文化を持つ子どもや子育て家庭が、地域の文化や本市のサービスを理解し、また、子どもや親が自分の持つ価値観に基づいて、地域の子育て家庭と交流し合い、市の必要なサービスを選択することで、充実した環境の中で暮らしていくことができるよう支援を推進します。

具体的には、多文化を持つ子どもと親が、自らの意思や考えを表現し、十分な意思疎通ができるよう、子どもに対しては個別の学習指導や日本語指導などの施策を充実するとともに、親に対しては子育て情報や文化芸術情報などの多言語を用いたホームページや各種ポスター、チラシ等の多様な媒体による情報提供の方法について検討していきます。

また、市におけるすべての子育て・子育て支援について、多文化を持つ子どもと家庭を日ごろから意識しながら、進めていきます。

さらに、多文化を持つ子どもと家庭と、地域の子育て家庭とが、お互いの文化や生活習慣などを尊重し合いながら、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多文化を持つ子どもと親が交流できる場の充実や、地域の子育て家庭と共存できる環境づくりを進めます。

具体的な施策・事業

- 1 ■ 外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実 (教育指導課)
- 2 ■ 外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保 (教育指導課)
- 3 ■ 外国語パンフレットなどによる情報提供の充実
(子育て支援課、文化振興課、学校運営課)
- 4 ■ 外国語本の整備の推進 (図書館)
- 5 ■ 外国語の翻訳サービス機能の充実 (文化振興課)
- 6 ◆ 多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進 【新規】 (文化振興課)

今後の取り組み

ひとり親家庭は、子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えがちです。子どもは、親との死別・離別などの事情により、精神的に不安定な状況になりがちです。ひとり親家庭とその子どもたちが、自立して、地域の中で安心して生活することができるよう支援していきます。

具体的には、ひとり親家庭の母親・父親が抱える様々な悩みや問題の解決を図るため、母子・父子自立支援員が、相談者の話をじっくりと聴き、その方に合った助言を行い、必要に応じて関係行政機関の各部署や支援団体と連携し、地域での生活を総合的に支援します。

また、ひとり親家庭の母親・父親が、経済的に自立し、安定した生活環境・子育て環境を持つことができるよう、母子・父子自立支援プログラム策定員が福祉事務所やハローワークと連携し、就労相談や情報提供などを行うとともに、資格の取得を促進する母子・父子自立支援給付金の活用を図り、自立を支援します。

さらに、様々な理由や事情により、貧困の状況にあるひとり親家庭の子どもへの支援策について検討していきます。

具体的な施策・事業

- 1■母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進 (子育て支援課)
- 2■ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 (子育て支援課、社会福祉協議会)
- 3■母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進 (子育て支援課)
- 4■母子保護の実施 (子育て支援課)
- 5■ひとり親家庭等医療費助成事業の充実 (子育て支援課)
- 6■母子・父子福祉資金貸付事業の充実 (子育て支援課)
- 7■児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実 (子育て支援課)

4-2 保健・医療

母子保健は、健やかな子どもの成長、家庭における子育てが円滑にすすむための出発点を支援する役割の一つを担っています。

その中で、妊娠・出産期の適切な健康管理、安定した心身の状態で過ごせているかは、その後の家庭での子育てに影響が大きく、重要な課題ととらえています。

近年は、社会情勢や個々の価値観の変化、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、一方ではメディアやインターネットによる情報の氾濫などにより、子育ては孤立化しやすく、相談もできないまま情報に振り回され不安なまま育児をしていることも多くなっています。

本市では、妊娠届出時の保健師等の面接相談、妊産婦や新生児への家庭訪問や電話相談などを行っており、子育てや、子どもの発育発達への不安、養育困難が生じている母親（保護者）への相談を行っていますが、年々、心身に不調を有していたり、育児に不安や課題を抱える母親は増加してきており、子どもと家庭を取り巻く健康課題は複雑に、かつ多岐に渡っています。

このような状況で子育てをする場合、乳幼児期だけではなく、就学以降も、成長に伴って生じる様々な発育発達課題への対応に苦慮する場合も多く、親支援として、妊娠期から青年期までの長期にわたって、子どもの成長、親・家庭を支えるシステムが不可欠になってきています。

平成 25 年度に実施したアンケート調査結果によると、子育てに有効な支援策について、「妊娠・出産に対する支援」や「母親・乳児の健康に対する安心」は相対的な順位は高くないものの、いずれも1割前後の回答がみられます。また、自由回答のなかでも、健診の受けやすさの向上や出産後の母親へのケアなどが挙げられており、母子保健や親子の健康に関する要望は、時代や個々の状況に左右されない普遍的なものであると考えられます。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもとその家庭が安心して医療や健康支援が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが求められています。

4-2：今後の取り組み

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。

また、虐待を予防し、親自身によりそって、その人らしい子育てを行えるように、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、行政各部署や関係施設との連携を密にしていくとともに、親に対して子どもの育ちに合った支援の情報を提供していきます。

予防接種については、接種の記録・管理が煩雑でしたが、複雑な接種スケジュールを自動で生成し、管理できる専用サイト「ワクチンマネージャー」を導入しました。今後は、接種率の向上に向け、この専用サイトの周知と普及に努めます。

今後も、妊娠期から出産後のケアについては、妊婦健診事業と乳児家庭全戸訪問事業を基盤に、関係機関との連携により切れ目なく支援していきます。

施策の実施に当たっては、西東京市健康づくり推進プランとの整合性を図りながら、母子保健事業を統一的に実施できるよう、連携の仕組みを構築していきます。

具体的な施策・事業

- 1 ■ 訪問型相談の充実 (健康課、子ども家庭支援センター)
- 2 ■ 母子保健と保育の連携強化 (健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 3 ■ 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進 (健康課)
- 4 ■ 予防接種についての普及啓発の充実 (健康課)
- 5 ■ かかりつけ医の推進 (健康課)
- 6 ■ かかりつけ歯科医の推進 (健康課、学校運営課)
- 7 ■ 小児救急医療体制の充実 (健康課)
- 8 ■ 産科のある医療機関とのネットワークの充実 (健康課)
- 9 ■ 保健所との連携強化による母子保健サービスの推進 (健康課)
- 10 ■ アレルギー相談の実施 (健康課)
- 11 ■ 心身の思春期相談事業実施の検討 (健康課、子ども家庭支援センター)

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなりました。平成 24 年の中央防災会議 防災対策推進検討会議の議論においては、救援物資や避難所運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が欠如していたことが明らかにされているほか、子育て家庭では「災害発生時に子どもを誰が守るのか」という観点から、親の防災への意識は高まりをみせています。

本市では市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進しており、「地域防災計画」の中では、子育てにかかる分野として、災害時における福祉避難施設の設置や女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保について定めているところです。

今後の日本では、首都直下型地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等への配慮も求められている状況です。

このため、発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。

4-3：今後の取組み

子どもの人権が災害時・復興時にも守られるよう、災害時には子どもの命を守り、復興時には子どもの最善の利益が尊重される教育・保育を目指します。

また、災害時の被害をできる限り減少させ（減災）、復興時の復旧に向けた活動が円滑に進むよう、平常時から、子ども自身が自分の身を守り、地域や行政が連携して子どもを支援できるよう、自助・共助・公助の視点から対策を講じます。

具体的には、災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう、学校や保育所など、日々を過ごす施設を中心として、平常時から防災訓練を含めた防災教育を推進します。

災害時から復興時までには、継続的に子どもを守り、支援していくため、家庭では家庭内の防災会議を開いて避難先を確認したり、地域では自治会などの地域団体と情報を共有しながら子育て支援を行ったり、市では応急的な保育や教育が実施できるよう、家庭と地域と市とが、平常時から連携を強化します。

平常時からの物理的な対策としては、災害時のための食料や医療品の備蓄を、市が備えるとともに、家庭や地域での備蓄の推進を啓発します。また、家庭における家具の転倒を防止する対策を啓発するなど、減災に努めます。

こうした施策を実施・検討する際、子どもや乳幼児がいる家庭の意見を取り入れるため、ワークショップ等の市民参加の手法を取り入れていきます。

具体的な施策・事業

- 1◆子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進 【新規】
(保育課、児童青少年課、教育指導課)
- 2◆子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化 【新規】
(危機管理室、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 3◆乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保 【新規】
(危機管理室、保育課)
- 4◆子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備 【新規】
(危機管理室、協働コミュニティ課、教育企画課、学校運営課、教育支援課、社会教育課)

第6章

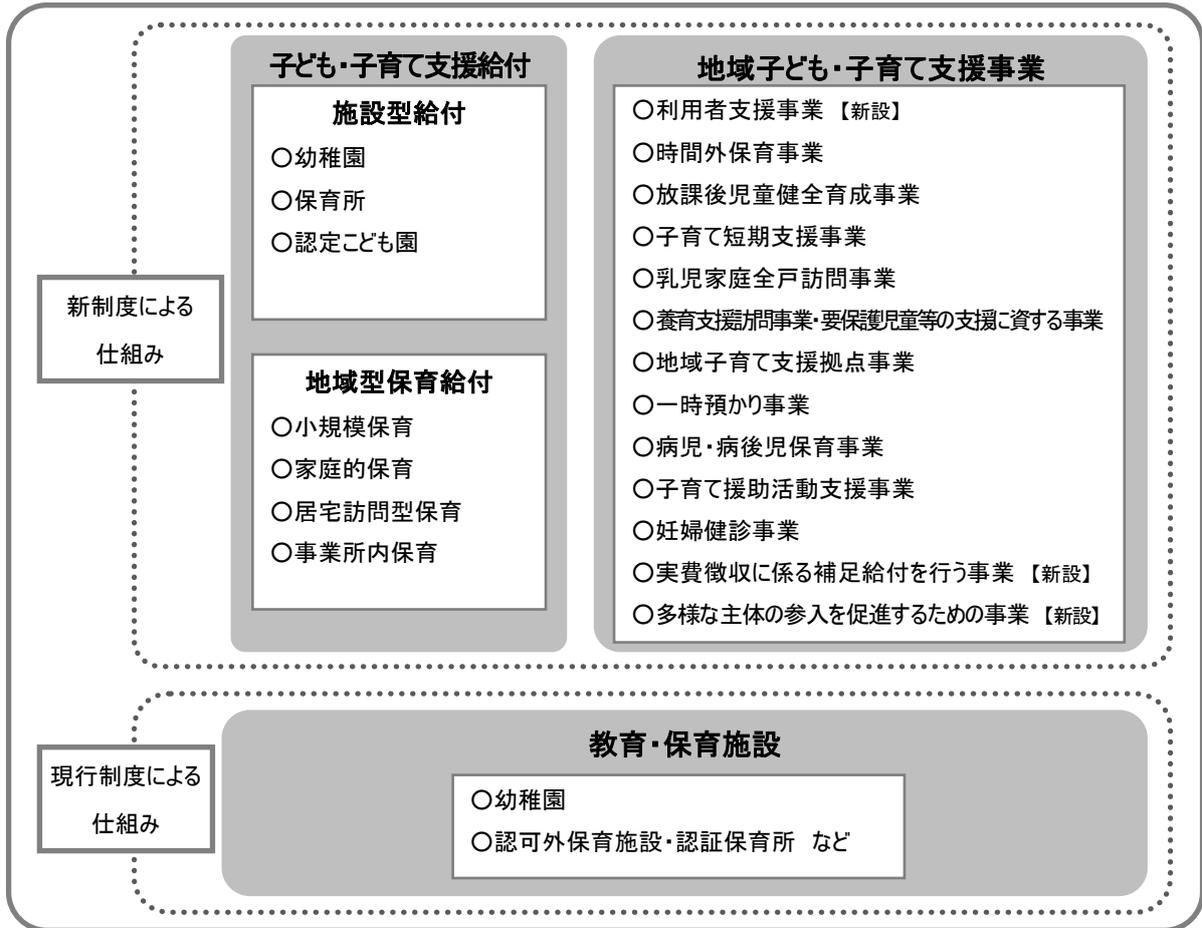
子ども・子育て支援事業計画



第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

国の法律である「子ども・子育て支援法」は、平成24年に施行され、平成27年度から、この法律による新しい子育て支援の制度（以下「新制度」といいます。）が本格的に導入されることになっています。新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の制度により、子どもや子育て家庭の支援を行います。この章では、これらの給付・事業の需要（量の見込み）と供給（確保方策）について定めます。

>> 子ども・子育て支援制度の全体像



また、新制度の下では、保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分（1号・2号・3号）に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

>> 認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用 施設 可能	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育				

第2節 教育・保育の提供区域の設定

この章では、国の「子ども・子育て支援法」および「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿って、平成27年度から平成31年度までの5年間における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

「量の見込み」は、就労が希望どおりにかなうことを前提として、実際の利用希望に加え、潜在的な利用希望も加えた需要を示しています。「量の見込み」の算出は、平成25年10月に本市が実施したアンケート調査の結果を、国の手引書により分析し、さらに本市独自の設問や実績との比較を考慮することにより行いました。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動して施設等を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。この提供区域は、地域子ども・子育て支援事業にも共通の区域設定とすることが基本とされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定します。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、新しく生じる需要や利用状況の変化による各地域の課題に応じて、施設整備を検討する等の適正な対応を図ってまいります。

第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

新制度による教育・保育については、施設型給付の対象となる施設と、地域型保育給付の対象となる施設とがあります。一方で、幼稚園については、これらの給付によらず、従来どおりの私学助成による運営も可能となっています。

ここでは、本市に在住する子どもの教育・保育の需要と、その供給（提供体制、確保の内容等の確保方策）について、定めます。

【施設型給付の対象となる施設】

- ・幼稚園：幼児期の学校教育を行う施設
- ・保育所：利用定員が20人以上で、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とした児童福祉施設
- ・認定こども園：幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

【地域型保育給付の対象となる施設】

- ・小規模保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員6人以上19人以下で、施設において保育を行う事業
- ・家庭的保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅などにおいて保育を行う事業
- ・居宅訪問型保育：3歳未満の子どもを対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業
- ・事業所内保育：3歳未満の子どもを対象とし、会社等の事業所の施設において、従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

教育・保育の量の見込み（潜在的な需要を含むニーズです。）及びその確保方策は、次のとおりです。平成29年度末で待機児童ゼロを目指します。

教育・保育の 量の見込み 及び 確保の内容

単位：人

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	2,213	2,406		424	1,562	2,172	2,363		417	1,538
	総数	2,564		2,055	1,986		2,517	2,018		1,955	
確保の内容	総数	2,316		1,817	1,515		2,377	1,933		1,716	
	内訳	②特定教育・保育 施設 (定員数)		1,753		1,071		1,861		1,158	
		③小規模保育・家庭 的保育 (定員数)		---		123		---		290	
		④認証保育所等 (定員数)		64		321		72		268	
		⑤現行の幼稚園 (確保数)		2,316		---		2,377		---	
【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)		3,463		---		3,463		---		---	
		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1 号	2 号	2 号	3 号		1 号	2 号	2 号	3 号	
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	2,130	2,316		410	1,513	2,087	2,269		403	1,487
	総数	2,468		1,978	1,923		2,418	1,938		1,890	
確保の内容	総数	2,468		2,020	1,926		2,418	2,020		1,926	
	内訳	②特定教育・保育 施設 (定員数)		1,948		1,216		1,948		1,216	
		③小規模保育・家庭 的保育 (定員数)		---		442		---		442	
		④認証保育所等 (定員数)		72		268		72		268	
		⑤現行の幼稚園 (確保数)		2,468		---		2,418		---	
【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)		3,463		---		3,463		---		---	
		平成 31 年度					【参考値】 平成 26 年度の幼稚園の認可定員数 ：3,463 人 平成 26 年度 (4 月 1 日時点) の 保育施設 (認可・認証等) の定員数 ：3,169 人				
		1 号	2 号	2 号	3 号						
		3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育					
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	2,048	2,227		396	1,463					
	総数	2,373		1,902	1,859						
確保の内容	総数	2,373		2,020	1,926						
	内訳	②特定教育・保育 施設 (定員数)		1,948		1,216					
		③小規模保育・家庭 的保育 (定員数)		---		442					
		④認証保育所等 (定員数)		72		268					
		⑤現行の幼稚園 (確保数)		2,373		---					
【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)		3,463		---		---					

(次のページへ続きます)

表の注釈:

- ①量の見込み : 国の算出式により、保護者のうち就労を希望する方の就労率が、平成 27 年度から平成 31 年度まで継続的に 100%である場合を想定して、潜在的な需要を含めて算出しています。
 - ②特定教育・保育施設(定員数) : 現状では認可保育所のことです。将来的に、認定こども園や新制度による幼稚園があれば、ここに記載することとなります。なお、定員数には、弾力化による人数を含まない人数を表示しています。
 - ③小規模保育・家庭的保育(定員数) : 小規模保育又は家庭的保育で確保する人数です。
 - ④認証保育所等(定員数) : 現在の家庭的保育・定期的利用保育・認証保育所が、認可保育所及び地域型保育事業の小規模保育・家庭的保育へ移行することを見込んで、設定しています。
 - ⑤現行の幼稚園(確保数) : 確保数は、各年度の量の見込みに対応した人数です。平成 27 年度以降の受入人数は、量の見込みにかかわらず、【参考値】の人数まで可能です。
- 【参考値】 現行の幼稚園(受入可能数) : 現時点における幼稚園の認可定員数で、受入れ可能な最大人数です。



上記の表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定(0歳から5歳まで)に係る保育について認可保育所の新設により対応しつつ、待機児童が最も多い3号認定(0歳から2歳児)について地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育)を主として整備をすすめ、教育(幼稚園)の希望が強い2号認定については幼稚園の預かり保育の充実を図ることにより対応し、待機児童の解消を目指します。

教育・保育施設の確保については、民間の教育・保育提供事業者の協力が不可欠となります。市は、今後、教育・保育提供事業者の意向を尊重しつつ、協議・調整の上、子どもにとって最善の利益を実現できるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用や新規施設の設置を、進めていきます。

これらの量の拡大を行う際、次の施策・事業を実施することにより、質を担保していきます。

- ① 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通学する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を、引き続き実施します。
 - * 保護者への就園奨励費の継続
 - * 私立幼稚園への助成の継続
- ② 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を検討し、国や東京都に要望していきます。
 - * 一時預かり・預かり保育を拡充するための補助金等支援の検討

- ③ 待機児童を解消するため、保育所や地域型保育事業の整備を進めるとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図るとともに、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。

＊認証保育所の事業者及び保護者への支援継続の検討

- ④ 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図り、地域子育て支援推進員の派遣、幼稚園教諭と保育士の合同研修会の開催等を検討します。

＊保育・地域支援の質の確保と向上

＊連携施設の確保

- ⑤ 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、その保育所に雇用される保育士・保育従事者への研修を実施し、保育の質の確保を図ります。

- ⑥ 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実による認定こども園の整備に向けた基盤づくりを進め、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園の普及を図ります。



第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1)利用者支援事業

新制度で新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

利用者支援は、市役所田無庁舎に総合窓口を設置し、地域子育て支援推進員を配置することにより実施していきます。地域連携は、「子ども家庭支援センターのどか」がその機能と役割を担い、「地域子育て支援センター」など関係機関とのネットワークを活用して、一体となって実施していきます。

サービスを探している方に必要な情報が届くよう、また、既存の施設やサービスを最大限に活用していただけるよう、利用希望とサービスとをコーディネートするとともに、地域の子育てサークル・団体の提供するサービスを含めて、広く情報提供していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【参考値：新規事業につき、なし】

(2)時間外保育事業（延長保育事業）

保育所に在園する子どもについて、保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

保育所全園において延長保育を実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1,440人	1,420人	1,390人	1,370人	1,340人
確保の内容	1,440人	1,420人	1,390人	1,370人	1,340人

【参考値：平成25年度実績1,326人】

(3)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）は、小学生児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専用施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。現在、33か所の施設において実施しています。

一方、保護者の就労にかかわらず利用できる「放課後子供教室」は、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供（学習支援、体験活動）は3校で実施しています。

今後も、地域のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めて、量の見込みに対応する提供体制を確保します。また、提供体制の確保に当たっては、各事業の運営方法などを十分検証・検討し、適切な居場所づくりの充実に努めます。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	内 訳					
	低学年	1,840人	1,790人	1,740人	1,700人	1,650人
	高学年	480人	480人	470人	470人	470人
	総 数	2,320人	2,270人	2,210人	2,170人	2,120人
確保の内容	総 数	2,120人	2,120人	2,120人	2,120人	2,120人
	内 訳					
	学童クラブ	2,120人	2,070人	2,020人	1,980人	1,930人
	その他の事業	0人	50人	90人	140人	190人

【参考値：平成 25 年度 学童クラブ実績 1,724 人】

(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行う事業です。

本市では、市内にある児童養護施設に委託して、実施しています。今後も、引き続き同様の提供体制を確保します。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	410人日	400人日	390人日	390人日	380人日
確保の内容	550人日	550人日	550人日	550人日	550人日

【参考値：平成 25 年度実績 86 人日】

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

現在実施している職員体制で、今後も現状の提供体制を確保します。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	1,510人	1,490人	1,460人	1,440人	1,420人
確保の内容	1,510人	1,490人	1,460人	1,440人	1,420人

【参考値：平成 25 年度実績 1,468 人】

(6) 養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

虐待を予防するためには早期発見・早期対応が重要ですので、職員体制をさらに充実させ、支援体制づくりを進めていきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	16人	16人	15人	15人	15人
確保の内容	16人	16人	15人	15人	15人

【参考値：平成 25 年度 養育支援実績 2 人】

(7) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援センター」や児童館等において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

「地域子育て支援センター」5 か所、児童館 11 か所、子育て広場 2 か所で実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保します。

利用者の利便性を高めるため、多様なサービスの中から拠点事業を選ぶことができるよう、幼稚園や子育てサークル・団体のサービスを活用し、拠点事業の拡充を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	89,670 人日	88,290 人日	86,830 人日	85,360 人日	83,980 人日
確保の内容	89,670 人日	88,290 人日	86,830 人日	85,360 人日	83,980 人日
確保の方策(実施施設)	18 か所				

【参考値：平成 25 年度実績 104,879 人日・20 か所】



(8)一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

①幼稚園(1号・2号)の一時預かり事業について

1号については、利用実績が量の見込みを上回っているため、現状の事業を継続し、量の見込みに対応する提供体制を確保します。

2号については、就労家庭が幼稚園へ入園可能となるように、長期休暇中の一時預かりを含めて、一時預かりの充実を図り、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

②その他(幼稚園以外)の一時預かり事業について

* 保育所における一時預かり事業・・・現在実施している保育所と新設保育所とで実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

また、利用希望が多い一方で、キャンセル時の取扱いなど予約方法に課題があることから、より効率的な事業運営を図るため、見直しを検討していきます。

* ファミリー・サポート・センター事業・・・サポート会員養成講習会の見直しなどを行う事によりサポート会員を増やし、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

* 一時預かり事業のさらなる拡充を図るため、民間事業者や子育てサークル・団体が施設において行う事業の活用について、検討していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
幼稚園(1号・2号)						
量の見込み	1号	12,010 人日	11,790 人日	11,560 人日	11,330 人日	11,120 人日
	2号	69,000 人日	67,740 人日	66,410 人日	65,080 人日	63,860 人日
確保の内容		32,150 人日	52,060 人日	78,680 人日	78,450 人日	78,240 人日
その他(幼稚園以外)						
量の見込み		31,620 人日	31,100 人日	30,580 人日	30,030 人日	29,530 人日
確保の内容		18,580 人日	22,450 人日	26,680 人日	30,430 人日	33,670 人日

【参考値：平成 25 年度実績 1 号 40,308 人日・その他 13,358 人日】

(9) 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

関係団体との調整、医療設備の整備など実施に向けた課題を整理検討しながら、既存施設の定員増、新規施設の設置、認可保育所での実施などにより、提供体制の確保に努めます。

また、既存施設の時間延長等のサービス拡充については、子どもの心身の負担と、保護者の事情等について議論しつつ、検討していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	6,860 人日	6,740 人日	6,610 人日	6,490 人日	6,370 人日
確保の内容	2,930 人日	2,930 人日	2,930 人日	3,520 人日	3,520 人日

【参考値：平成 25 年度実績 2,324 人日】

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（ファミリー会員）と、支援を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

サポート会員養成講習会の見直しなどを行う事によりサポート会員を増やし、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
量の見込み	低学年	16,800 人日	16,330 人日	15,910 人日	15,550 人日	15,130 人日
	高学年	2,340 人日	2,340 人日	2,340 人日	2,340 人日	2,290 人日
確保の内容	5,760 人日	8,350 人日	11,170 人日	14,230 人日	17,520 人日	

【参考値：平成 25 年度 3,336 人日】

(11)妊婦健診事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

現在と同様に、契約医療機関で個別健診を実施し、提供体制を確保します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,480 人	1,460 人	1,430 人	1,410 人	1,390 人
確保の内容	1,480 人	1,460 人	1,430 人	1,410 人	1,390 人

【参考値：平成 25 年度 1,573 人】

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活に困窮する保護者が教育・保育施設等に支払うべき物品の購入費等を、助成する事業です。

補足給付の対象範囲や対象者について、国や東京都の動向を踏まえた上で、検討していきます。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者など多様な事業者の能力を活用して、住民ニーズに沿った多様なサービスを提供するため、国や東京都の動向を踏まえた上で、具体的な促進事業を検討していきます。

第7章

計画の推進に向けて(推進体制・評価)



第1節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、妊娠期から青少年期に至るすべての子どもと子育て家庭を対象とした「子育て」と「子育て」の支援を、「切れ目なく」総合的に推進する計画です。そのため、計画に基づく庁内各部署における取組みの実施にあたっては、連携・協力体制を強化し、全庁が一体となって推進を図ります。

全庁的に広く連携することに加え、西東京市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、子育て中の家庭と、市内の子育て支援にかかわる、教育機関、保育機関、子育て支援機関、子育てサークル・団体、その他関係機関・団体、地域の人々との連携の強化を図ります。

また、本市は人口流動が多く、多様なサービスの提供と、市民へのサービスの周知が極めて重要です。そのため、市民、子育てサークル・団体、事業者など地域社会におけるさまざまな人々との協働を進めることが必要となります。市民や地域が継続的に支援できるよう、活動の維持・活性化を支援するとともに、市のサービスのみならず、地域で行われる子育て・子育てに関するサービスを併せて情報提供して、ニーズとサービスのマッチングを図り、住みやすい・子育てしやすい環境づくりを目指します。

第2節 計画の評価・検証

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策を着実に実現していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、学識経験者や子どもの親や子育て団体の参加により設置する「子ども子育て審議会」において、計画の進捗はもとより、本市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業等について確認・点検する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。このほか、必要に応じて、子育て中の市民や地域の子育て支援に関わる関係者への聞き取りを行ったり、また、子どもの意見や提案を聞く場を設けるなど、市民と行政の協働による計画の評価と見直しに努めます。

こうした評価・検証により、計画・実施・評価（点検）・見直しのPDCAサイクルにのったフィードバックを行い、計画の実効性を高めていきます。

